

ディスクロージャー誌 2 0 2 3

J A 大 津 松 茂

ごあいさつ

平素より私ども J A 大津松茂に格別のお引き立てを賜りまして、誠にありがとうございます。

当 J A は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当 J A に対するご理解を一層深めていただくために、主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、わかりやすくまとめた小冊子「ディスクロージャー誌 2023」を作成いたしました。

皆様が当 J A の事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただければ幸いです。

当 J A は、平成 27 年 4 月に大津農業協同組合と松茂農業協同組合が合併し、「組合員の所得向上」と「組合員皆様のくらしに貢献できる事業の提供」を合併のビジョンとして設立されました。私ども役職員一同は、皆様方のご要望を的確に捉え、J A 経営に反映させることを基本姿勢として、事業運営に取り組んでまいります。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和 5 年 7 月

大津松茂農業協同組合

代表理事組合長 佐々木 伸夫

J A のプロフィール

◇設 立	平成27年4月	◇組 合 員 数	2,258人
◇本店所在地	鳴門市大津町	◇役 員 数	23人
◇出 資 金	6億円	◇職 員 数	51人
◇総 資 産	428億円	◇支 所 数	2支所
◇単体自己資本比率	17.25%		

目 次

1. 経営理念	1
2. 経営方針	1
3. 経営管理体制	1
4. 事業概況等（令和4年度）	2
5. リスク管理の状況	13
6. 自己資本の状況	16
7. 事業のご案内	17
【経営資料】	
I 決算の状況	
1. 貸借対照表	29
2. 損益計算書	31
3. キャッシュ・フロー計算書	33
4. 注記表	34
5. 剰余金処分計算書	42
6. 部門別損益計算書	43
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認	45
8. 会計監査人の監査	45
II 損益の状況	
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	46
2. 利益総括表	46
3. 資金運用収支の内訳	47
4. 受取・支払利息の増減額	47
III 事業の概況	
1. 信用事業	48
(1) 貯金に関する指標	
① 科目別貯金平均残高	
② 定期貯金残高	
(2) 貸出金等に関する指標	
① 科目別貸出金平均残高	
② 貸出金の金利条件別内訳残高	
③ 貸出金の担保別内訳残高	
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	
⑤ 貸出金の用途別内訳残高	
⑥ 貸出金の業種別残高	
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の 保全状況	
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	
⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
⑪ 貸出金償却の額	
(3) 内国為替取扱実績	
(4) 有価証券に関する指標	
① 種類別有価証券平均残高	
② 商品有価証券平均残高	
③ 有価証券残存期間別残高	
(5) 有価証券の時価情報等	
① 有価証券の時価情報	
② 金銭の信託の時価情報等	
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引	
2. 共済取扱実績	56
(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	
(2) 医療系共済の共済金額保有高	
(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	
(4) 年金共済の年金保有高	
(5) 短期共済新契約高	

3.	農業・生活その他事業取扱実績	58
(1)	購買事業取扱実績	
(2)	販売事業取扱実績	
4.	生活その他事業取扱実績	60
(1)	買取購買品(生活物資)取扱実績	
(2)	直売所事業	
5.	指導事業	61
IV	経営諸指標	
1.	利益率	62
2.	貯貸率・貯証率	62
V	自己資本の充実の状況	
1.	自己資本の構成に関する事項	63
2.	自己資本の充実度に関する事項	65
3.	信用リスクに関する事項	66
4.	信用リスク削減手法に関する事項	70
5.	派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	72
6.	証券化エクスポージャーに関する事項	72
7.	出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	72
8.	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	73
9.	金利リスクに関する事項	74
VI	連結情報	
1.	グループの概況	76
(1)	グループの事業系統図	
(2)	子会社等の状況	
(3)	連結事業概況(令和4年度)	
(4)	最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標	
(5)	連結貸借対照表	
(6)	連結損益計算書	
(7)	連結キャッシュ・フロー計算書	
(8)	連結注記表	
(9)	連結剰余金計算書	
(10)	農協法に基づく開示債権	
(11)	連結事業年度の事業別経常収益等	
2.	連結自己資本の充実の状況	90
(1)	自己資本の構成に関する事項	
(2)	自己資本の充実度に関する事項	
(3)	信用リスクに関する事項	
(4)	信用リスク削減手法に関する事項	
(5)	派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	
(6)	証券化エクスポージャーに関する事項	
(7)	オペレーショナル・リスクに関する事項	
(8)	出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	
(9)	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	
(10)	金利リスクに関する事項	
	【JAの概要】	
1.	機構図	101
2.	役員構成(役員一覧)	102
3.	会計監査人の名称	102
4.	組合員数	102
5.	組合員組織の状況	103
6.	特定信用事業代理業者の状況	103
7.	地区一覧	103
8.	店舗等のご案内	103

1. 経営理念

- JA大津松茂は、農業振興を通じて、「食」と「農」と「緑」を守り、かけがえのない自然を次世代に引き継ぎます。
- JA大津松茂は、地域の皆さまとともに生き、地域の皆さまとの共感の中で、心ふれあう地域づくりに取り組みます。
- JA大津松茂は、高い倫理観と責任感を持ち、地域社会に貢献できる事業と組織づくりに取り組みます。

2. 経営方針

◇営農・経済事業部門

担い手経営体に向く体制を整備し、担い手経営体の経営課題に対応した総合事業提案の取り組みを強化し、担い手経営体の経営発展を支え、満足度の向上と事業利用拡大に取り組みます。

さらに地域内消費者を中心とした加工・小売業者への販売など直接販売の拡大、GI（地理的表示保護制度）への登録を通じた農畜産物の高付加価値化、物流コストの低減による生産資材価格の引き下げ、予約注文票・解りやすい情報発信による生産資材価格の「見える化」、低コスト生産技術の開発を通して組合員の所得増大の実現を目指します。これらの取り組みを着実に実施するために、経営資源を営農・経済事業部門に重点化し、体制を強化します。

◇信用事業部門

組合員・利用者の満足度向上を目的とした事業展開を図り、「農業と地域に貢献できる地域金融機関」として、より「便利」でより「安心」なJAバンクを目指します。この目標の達成に向け、信頼されるJAを徹底的に追求した活動を展開し、収益力の向上と顧客基盤の拡充を図るとともに、事業推進体制の強化に取り組みます。

◇共済事業部門

JA共済は、地域に根ざした農業協同組合の共済事業として、組合員等利用者一人ひとりのライフサイクルやライフスタイルに応じた「ひと、いえ、くるま」の生活総合保障を提供し、地域における満足度・利用度 No.1 を目指します。

3. 経営管理体制

◇経営執行体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

4. 事業概況等

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

1. 組合の事業活動の概況に関する事項

(1) 当該事業年度の末日における主要な事業活動の内容と成果

令和4年度の国内経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、サービス消費をはじめとする個人消費や企業活動は著しく停滞し、観光、飲食関連においても厳しい状況が続きました。

また、農業を取り巻く環境も、長期化するウクライナ情勢による影響で原油価格が高騰し、農業に不可欠な資材もかつてない価格となり、非常に厳しい生産環境となりました。

こうした中、本年度は「第3次中期3カ年経営計画」の2年目として、組合員皆様の営農と生活の安定・向上を念頭に、JA経営の健全性と信頼性の確保に努め、組合員・利用者皆様の負託に応えていく事業運営に取り組みました。

当JAの財務状況については、自己資本の増強と不良債権処理に取り組んだ結果、自己資本比率は17.2%、不良債権比率は2.1%となりました。

また、ALM委員会の機能を強化し、リスク管理体制を強化するとともに、法令等を遵守する職場風土の構築を目指し、役員が先頭に立ったコンプライアンスプログラムに基づく実践に取り組んでまいりました。

事業実績については、収支面で事業利益が4,741万円、経常利益は6,478万円、当期剰余金は4,756万円となりました。

主な事業活動と成果については、次のとおりです。

① 信用事業

令和4年度の信用事業は、顧客基盤の拡充と個人貯金の獲得に向けての特別推進運動として、「特別金利定期貯金・年末貯金特別獲得推進運動」の各キャンペーンの実施に取り組んだ結果、期末貯金残高392億円となりました。

貸出金については、地域農業経営者に対する支援として、農業近代化資金（金利負担0%）やアグリマイティ資金と合わせて推進を行い、期末貸付残高は47億円となりました。住宅ローンに関しては、住宅メーカーへの推進活動をJAバンク徳島信連と連携して行いました。

余裕金運用では、信連預金を基本にリスクのない国債等で運用し、安定した利益の確保に努めました。有価証券の期末残高は23億円となりました。

不良債権処理については、個別回収計画に基づき地道な交渉でリスク回避を考えながら回収に努めた結果、不良債権比率は2.1%まで減少しました。

② 共済事業

令和4年度の共済事業は、契約者サービスの拡充と満足度の向上を目指して活動を行いました。加入者世帯への3Q訪問・コール活動及び安心チェックなどのフォロー活動、また未加入世帯については自動車見積キャンペーン、Wチェックキャンペーンなどを実施し、保障の提案・提供を行いました。

これらの活動を通じて「ひと・いえ・くるま」の総合保障の提供、既加入契約の見直し提案等について、渉外担当であるライフアドバイザー、窓口担当であるスマイルサポーターを中心とした専門性の高い恒常的な推進及び、一般職員によるサポート推進を実施しました。特に本年度は新設された医療系共済を中心に「ひと保障」の転換や乗換では無く新規契約に重点を置いた結果として、推進総合目標105万ポイントに留まりました。

長期共済については、商品の市場ニーズ、長引くコロナ禍による景気の停滞、利殖性商品の引受制限などの影響から大きな保障商品の販売が低迷したことにより期首保有高を維持することはできませんでした。今後もこの状況が続くと予想されるため、大きな保障の提供から、小さな保障の積極的な販売へと事業戦略をシフトしていくべき時期にあると考えております。

③ 購買事業

令和4年度は長引く新型コロナウイルス感染症との戦いに加えて、ロシアによるウクライナ侵攻が影を落とす不安定な世界情勢の下、円安が進み、物価が急激に高騰する厳しい状況下でありましたが、農業所得の更なる向上を目標に、コスト低減による購買事業向上を図り、良質で安価な購買品の安定供給に取り組みました。

肥料に於いては類を見ない値上がりを見せるなか、主要銘柄については、手数料を圧縮した単価で販売しました。

農薬・資材では、銘柄集約を行い、競合店の価格調査を定期的に行いながら予約価格・特別価格の拡充を図り、予約・集中購買を積み上げ利用率の拡大に取り組みました。

また、本年度も3JAで農薬の共同入札を行いコスト削減にも取り組みました。さらに環境変化に対応した難透過性低コストマルチの商品化も実施し、販売を開始しました。

農機では共同購入に取り組み、中型トラクター（クボタSL33）は最終年度ということもあり、堅調な販売になりました。

スマート農業への取り組みとしては、農業用ドローンを用いた農薬散布を拡充するとともに、追肥散布の実証試験を行い、労働負担軽減や作業効率の向上、コスト削減に取り組みました。

生活購買事業においては、組合員・地域住民のニーズに沿った生活関連商品を充実させ、地域のくらしを支えました。

TAC担当者と金融担当者が連携し、農業融資推進助成金を活用した取り組みをしました。取扱実績では10億7,032万円で、前年比116.9%となりました。

④ 販売事業

令和4年度は、春先の低温の影響で生育遅れが見られましたが、徐々に回復し潤沢に出荷される中、コロナ禍による業務需要の落ち込みが続き、前年に比べ巣ごもり需要が弱まったことから量販店の荷動きも鈍くなりました。また野菜全般が豊作傾向という事もあり期間を通じて荷動きの悪い厳しい販売環境となりました。

令和4年度の合計販売金額は55億1,920万円で前年比97.7%となりました。

コロナ禍の影響もあり、大々的な消費宣伝は本年度も行えませんでした。SNSを利用したレシピ紹介、テレビ番組での視聴者プレゼント企画、市場内でのセレモニー活動等を実施しました。

〈かんしょ〉

春先の低温の影響をあまり受ける事無く、生育は順調で太物傾向となり、出荷量は前年を上回りました。昨年に引き続き量販店での売り場は確保できましたが、他県産も豊作傾向であったため単価の向上までには繋がりませんでした。

販売実績では出荷量8,891トン（前年比101.1%）、単価333円（前年比93.5%）、販売金額29億5,769万円（前年比94.6%）となりました。

〈れんこん〉

春先の低温で若干の生育遅れがみられましたが、台風の影響もなく前年より出荷量は増えました。しかし近年、競合産地の出荷量が増加したことから量販店での売り場確保が困難となっており、厳しい販売環境となりました。

販売実績では、出荷量1,950トン（前年比107.9%）、単価527円（前年比88.7%）、販売金額10億2,699万円（前年対比95.6%）となりました。

〈だいこん〉

価格低迷した前年の影響もあり作付け面積の減少から出荷量は減少しました。

年明けは寒波の影響もあり、全国的に品薄状況となったことから堅調な販売となりました。

販売実績では出荷量3,777トン（前年比80.9%）、単価93円（前年比106.8%）、販売金額3億5,269万円（前年比86.7%）となりました。

〈なし〉

幸水・豊水とも開花日は概ね平年並みでした。肥大については当初遅れていたものの、7月下旬の降雨により肥大が進み大玉傾向での出荷となりました。

販売実績では出荷量2,486トン（前年比117.5%）、単価466円（前年比96.4%）、販売金額11億5,995万円（前年比113.5%）となりました。

⑤ 指導事業

組合員の暮らしと健康、農業経営の安定を図るため、指導プロジェクトチームを編成し、生産技術・経営・生活指導を積極的に行いました。

〈営農指導〉

営農指導活動は、多様化する消費者ニーズに即応した「安全」「安心」で高品質な農産物の生産を心掛けるとともに、収益性・生産性を維持しながら環境にやさしい農業を目指し、次のような活動に取り組みました。

1. 生産履歴記帳指導

農産物の生産履歴記帳を指導するとともに、消費者への情報開示を迅速に行うよう対応しました。

2. 農薬残留分析・放射性物質検査の実施

れんこん5点、かんしょ3点、なし7点、だいこん3点、ねぎ1点、不知火1点について徳島県植物防疫協会等で実施し、放射性物質は検出されませんでした。しかし、だいこんにおいてネマトリンエース剤等に含まれるホスチアゼート成分で、残留基準値を超える数値が検出されました。大津支所約2反、松茂支所約4反の該当圃場のだいこんを廃棄処分しました。今後ホスチアゼートを含む農薬の使用について、関係機関等と協議のうえ、指導して参ります。また、生産履歴と合わせて消費者への開示に努めました。

3. 土壌診断の実施

なし129筆、かんしょ379筆、れんこん65筆について土壌診断分析を行い、適正施肥を指導しました。

4. 吉野川手入れ砂（川砂）導入事業

大津支所かんしょ生産者1名の圃場1筆に、手入れ砂を34.994 m³導入しました。

5. れんこん病害虫対策・環境保全型農業直接支払交付金事業

腐敗病対策として、徳島県立農林水産総合技術支援センター・鳴門藍住農業支援センター・れんこん研究会等と協力し、生産者28件の700.6 aの圃場にて7月から8月にかけて太陽熱土壌消毒を実施しました。

また、腐敗病が発生した圃場や発生していない圃場等から土を採取し、分析機関に依頼し土壌微生物叢解析を行いました。

そして、環境保全型農業直接支払交付金事業として、化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減し、冬期湛水を生産者3件の366 aの圃場にて実施しました。

6. なし開葯事業開設及び発芽率調査

令和4年4月1日～4月9日になし開葯事業を開設し、25,830 gの花粉を採取しました。また、29点の花粉発芽率調査を行いました。

7. かんしょ肥料・農薬・資材試験

肥料の現地試験として、土壌改良肥料試験（ミネパワー・エスアイフミン）、かんしょ早掘り用一発肥料試験、腐植酸液状複合肥料試験をしました。

農薬の現地試験として、クロールピクリン剤の安全使用対策を周知するとともに、ピクリンフロー剤によるかんしょ育苗床消毒試験、なし新登録殺菌剤散布試験を行いました。

資材の現地試験として、ハイバリアーマルチ各種（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・白黒）試験・発泡スチロール製SCC（スマート・クーリング・コンテナ）貯蔵試験を行いました。

8. かんしょ優良苗供給

かんしょバイオ苗の取りまとめを行い、農協供給分382,950本のバイオ苗を供給しました。

9. だいこん品種試験

だいこんの新品種比較試験を行い、生育結果に基づいて奨励品種選定の参考としました。

10. 各種交付金・補助金・給付金への対応

鳴門市農業担い手生産維持支援金申請者164件及び申請額820万円、鳴門市農業生産維持支援金申請者103件及び申請額309万円、鳴門市ブランド産地振興事業補助金申請者19件及び申請額648,000円、肥料価格高騰対策支援金（秋肥）申請者180件及び申請額4,371,968円、徳島県肥料価格高騰緊急対策支援金（秋肥）申請者180件及び申請額936,780円、事業復活支援金及び徳島県事業継続応援金などの申請・交付手続きを行いました。

11. 環境にやさしい農業の推進

農薬缶の回収（29,550kg）、廃プラスチック（農ポリ類・塩ビ類）の回収（274,522kg）、硬質系プラスチックの回収（5,070kg）を行うとともに、安全使用の資料配布、周辺住民への案内などを行いました。

またハスモンヨトウ対策として誘引フェロモン剤を設置しました。

12. 認定農業者登録の推進

令和5年3月末現在で、認定農業者は大津支所178名、松茂支所80名となりました。

〈生活指導〉

J A大津松茂女性部は、女性の社会的・経済的地位向上を図り、心豊かに前向きな人生を送ることを目的として活動しています。本年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で、予定していた多くの活動が中止となる中、以下の活動に取り組みました。

1. 生活文化活動の一環として、家の光誌年間購読の推進、また、健康管理活動として、人間ドック・婦人病等の検診を実施しました。
2. 大津支所では昨年に引き続き人数を制限して、5月にいちごジャム作りを、7月には焼肉のタレ作りを開催しました。
3. 松茂支所では、6月・7月に焼肉のタレ・そうめんつゆ・みそ加工を開催し、マツシゲートで木工・プラ板POP作りをしました。5月・12月には料理教室も開催しました。
4. 松茂支所では部員皆様に、9月には「菓子詰め合わせ」を、年度末には感染症対策として「マスク・携帯除菌スプレー等」を配布し使用して頂きました。

⑥ 農産物直売所

地元特産物及び特産物を使用した加工品を中心に、新鮮で安心安全な農産物の品揃えを充実させ、消費者の期待に応えられるよう努めました。

令和4年度は、店舗東側と南側に風除室を拡充し季節ごとの特産物の陳列や催事場として活用することで新たな売り場展開を図りました。

集客力アップを目指し、コロナ禍ではありましたが感染対策を取りながら屋外で8月には梨のテント販売を行ったのをはじめ、10月の芋の日や11月のいいハスの日に合わせて焼き芋やれんこんのプレゼント等の特産物の販促イベントを行いました。

また、2月には有限会社リビング鳴門広報社との共同企画として地元の商品を集めた「ええもん市」を開催しました。

〈委託販売品〉

組合員をはじめ地元出荷者の新規会員登録者数も増えたことで、豊富な地元特産物を中心に県内産の青果物を販売しました。また、生産者の手掛ける6次加工品の取扱いも増加傾向となっております。その他、パンや菓子、惣菜等の加工品や精肉、鮮魚、園芸品、生き物等を取扱いました。

委託販売品の売上高は、4億3,727万円となりました。

〈買取販売品〉

主に県内のJAと連携を図りながら、各特産物を中心に委託販売品に取り揃えの少ない青果物や加工品等の消費者が求める商品の買取販売をしました。

買取販売品の売上高は2億3,460万円となりました。

委託販売品と買取販売品の総売上高は6億7,187万円、前年比115%となりました。

⑦ 管理部門

1. 内部統制の強化に向けて、県域電算システムを運用することでIT統制の強化を図るとともに各種規程の見直しを行い内部けん制機能の強化に取り組みました。
2. 不祥事未然防止の取り組みとして、内部けん制機能の補完的方策として、常勤役職員を対象に連続職場離脱の実施や自主検査による業務の運営、管理の改善に継続的に取り組み、コンプライアンス態勢の更なる充実強化に努めました。
3. 常勤役職員の教育訓練の一環として、さまざまなリスクに対する危機管理意識の向上を目的としたコンプライアンス研修会および防犯・人権教育研修会を、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から各自・各部署単位の小規模で開催し、業務運営を遂行するための意識や技術、知識の向上に取り組むとともに、元気で明るく働きがいのある職場づくりに努めました。
4. 専門知識を持った職員の養成について、組合員・利用者へのサービス向上をはじめ、監査法人監査の対応に向け、各業務に必要な研修会等へ積極的に参加し、各種の資格を取得して適正な事務処理に努めました。

(2) 当該事業年度における事業の経過

(重要な会議、行事等)

年 月 日	名 称	処 理 事 項
04.04.01	監事会	棚卸の分担及び講評について承認
	監事監査	令和3年度決算に伴う現金在高調査と期末棚卸調査の実施
04.04.01～09	令和4年産なし開葯事業開設 (大津支所)	開葯委託受付
04.04.06～07	みのり監査法人期末監査	財務諸表等監査の予備調査
04.04.28	理事会	信用事業規程の一部変更について他7議案承認
04.05.10	監事会	3月末監査(5月10日～11日)の分担について他1議案承認
	監事監査(大津支所・松茂支所)	令和4年3月末を基準日とした各部署期末監査
04.05.11	監事監査(本所)	令和4年3月末を基準日とした各部署期末監査
04.05.16～18	みのり監査法人期末監査	財務諸表等監査
04.05.20	大津婦人会JA大津松茂女性部 役員会(大津支所)	令和4年度女性部活動について計画
	大津婦人会JA大津松茂女性部 (大津支所)	いちごジャム作り
04.05.23	理事会	第8年度 通常総代会提出資料について他1議案承認
04.05.25	JA大津松茂女性部(松茂支所)	大豆の五目煮作り
04.06.03	監事会	みのり監査法人による監査報告について他3議案承認
	理事会	第8年度 通常総代会追加資料について他2議案承認
04.06.09	かんしょ・だいこん販売委員会 (大津支所)	令和3年度産 だいこん販売実績について他1事項報告 令和4年度 早掘かんしょ出荷について協議
04.06.17	JA大津松茂女性部総会 (松茂支所)	令和3年度 事業報告並びに収支決算書の承認について他3議案承認
04.06.25	第8年度通常総代会	提出全議案承認
	監事会	令和4年度役員報酬について承認
	理事会	第8年度 通常総代会で承認された附帯決議を代表理事組合長に一任することについて他5議案承認
04.06.27	共選かんしょ出荷協議会 (大津支所)	基本方針について他2事項協議
	共販かんしょ出荷協議会 (大津支所)	出荷要領について他1事項協議
	だいこん出荷反省会 (大津支所)	令和3年度 販売実績報告について他1事項報告

年 月 日	名 称	処 理 事 項
04.06.27	貯蔵かんしょ出荷反省会 (大津支所)	令和3年度 販売実績報告について他1事項報告
	早堀かんしょ出荷協議会 (大津支所)	市場情勢について他1事項協議
04.06.28～29	J A大津松茂女性部 (松茂支所)	味噌加工
04.07.05	れんこん販売委員会 (大津支所)	令和3年度産 れんこん販売実績について報告 令和4年度 れんこん出荷について他1事項協議
04.07.08	共選梨出荷協議会 (松茂支所)	前年度実績について他7事項協議
	大津婦人会 J A大津松茂女性部 (大津支所)	焼き肉のたれ作り
04.07.11～12	J A大津松茂女性部 (松茂支所)	焼き肉のたれ・そうめんつゆ作り
04.07.12	なし販売委員会 (大津支所)	出荷方針及び出荷計画について他4事項協議
	れんこん出荷協議会 (大津支所)	令和3年度産 れんこん販売実績について報告 市場情勢について他1事項協議
04.07.14	農産物直売所えがお運営委員会	総会について他3事項協議
04.07.22	監事会	体制整備・財務モニタリング結果について他2議案承認
	なし出荷協議会 (大津支所)	市場情勢について他1事項協議
04.07.29	理事会	監事監査における監査回答書の提出について他3議案承認
04.09.12～15	みのり監査法人期中監査	税効果・固定資産会計他
04.09.16	理事会	資産査定要領の一部変更について他4議案承認
04.10.03	監事会	9月末棚卸の分担等について承認
	監事監査	令和4年度上期仮決算に伴う現金在高調査と棚卸調査の実施
04.10.07	共選梨出荷反省会 (松茂支所)	令和4年度 出荷数量及び販売高について他1事項報告
04.10.21	理事会	経理規程の一部変更について
04.10.24～27	みのり監査法人期中監査	内部統制整備状況確認他
04.10.25	共選なし出荷反省会 (大津支所)	令和4年度 販売実績について他4事項報告
04.11.01	かんしょ・だいこん販売委員会 (大津支所)	令和4年度 早堀かんしょ販売実績について報告 令和4年度 貯蔵かんしょ出荷計画について他1事項協議
04.11.07	監事会	9月末監査(11月7日～8日)の分担について協議
	監事監査 (大津支所・松茂支所)	令和4年9月末を基準日とした各部署期末監査

年 月 日	名 称	処 理 事 項
04. 11. 08	監事監査（本所）	令和4年9月末を基準日とした各部署期末監査
04. 11. 15	貯蔵かんしょ出荷協議会 （大津支所）	早掘かんしょ販売実績について他3事項協議
	だいこん出荷協議会 （大津支所）	市場情勢について他2事項協議
04. 11. 16	農産物直売所えがお運営委員会	令和4年度 事業経過報告及び販売実績について報告 年間スケジュールについて他2事項協議
04. 11. 18	大津婦人会 J A大津松茂女性部 （大津支所）	親睦会「アオアヲナルトリゾート」
04. 11. 21～22	役員研修旅行	京都・大阪方面（青果市場視察）
04. 11. 24～12. 09	肥料高騰対策事業（秋肥）受付	申請受付
04. 11. 25	大根出荷協議会（松茂支所）	昨年度の出荷実績について他4事項協議
	甘藷出荷協議会（松茂支所）	昨年度の出荷実績について他3事項協議
	J A大津松茂女性部（松茂支所）	木工・プラ板POP作り
04. 11. 29	れんこん販売委員会（大津支所）	れんこん販売実績について報告 年末出荷計画について他1事項協議
04. 12. 02	理事会	ディスクロージャー誌の半期開示について他2議案承認
04. 12. 08	年末れんこん出荷協議会 （大津支所）	れんこん販売実績について報告 令和4年度 年末れんこん出荷について協議
04. 12. 09	年末蓮根出荷会議（松茂支所）	昨年度出荷実績について他3事項協議
04. 12. 21	なし病虫害防除暦検討会 （大津支所）	令和5年度 なし病虫害防除計画作成
04. 12. 28	J A大津松茂女性部（松茂支所）	加工室清掃 五目煮・ならあえ・キンパ風のり巻き作り
05. 01. 13	理事会	監事監査における監査回答書の提出について他3議案承認
05. 01. 26～30	みのり監査法人期中監査	内部統制整備状況確認他
05. 02. 14～16	みのり監査法人IT監査	産直システム
05. 02. 24	理事会	役員賠償責任保険への継続加入について他6議案承認
	J A大津松茂女性部つどいの会 （松茂支所）	親睦会「ささだ」
05. 03. 05	大津婦人会 J A大津松茂女性部 （大津支所）	令和4年度親子オンライン料理教室（Web）
05. 03. 17～23	みのり監査法人期中監査	資産査定監査
05. 03. 24	理事会	第9年度 通常総代会の開催日時・場所について他12議案承認

(3) 当該事業年度における重要事項

子会社の設立について

農業者の高齢化や担い手の減少が進む中、組合員の労力不足解消を目的に、労力の斡旋や農作業の請負いを行う子会社「株式会社JA大津松茂アグリサポート(資本金1,000万円:当JAより100%出資)」を令和4年7月22日に設立しました。

(4) 財務・事業成績の推移

(単位:千円)

区分	項目	令和4年度	令和3年度	令和2年度	平成31年度	
財務	事業利益	47,412	46,350	34,837	7,373	
	経常利益	64,784	65,571	49,247	25,492	
	当期剰余金	47,562	64,005	46,723	13,581	
	総資産	42,857,152	42,905,652	39,854,586	36,335,025	
	純資産	2,667,192	2,714,797	2,711,800	2,699,609	
信用事業	貯金	39,264,081	39,328,582	36,174,733	32,716,772	
	預金	32,023,339	31,676,858	28,991,509	26,934,901	
	貸出金	4,725,348	4,986,375	4,331,148	4,335,733	
	有価証券		2,331,180	2,518,140	2,991,250	1,357,200
		国債	2,064,150	1,562,250	2,004,430	448,570
		その他	267,030	955,890	986,820	908,630
共済事業	長期共済保有高	62,766,966	65,318,111	67,409,905	69,860,598	
	短期共済新契約掛金	119,509	117,076	114,081	113,985	
購買事業	購買品供給高	1,070,323	909,917	965,694	886,736	
販売事業	受託販売品取扱高	5,519,201	5,651,747	5,599,545	5,368,883	

(5) 対処すべき重要な課題

① 信頼に応える農産物の生産・販売

消費者の信頼に応えていくため、生産段階から販売に至る一貫した食の安全・安心を守る取り組みと、環境に配慮した栽培指導を行います。また、高品質な農産物の生産・供給に努めるとともに当JAブランドの確立・強化に取り組みます。

② 組合員の所得向上

ブランド力向上・ロット拡大に取り組むことによる高値販売や仕入強化・キャンペーン等の実施により、購買品の安価供給に取り組みます。

また、農産物直売所「えがお」の運営により、多様化する消費者ニーズに対応し、農家所得の向上に取り組みます。

③ 組合員の生産にかかる手間の軽減

共選施設の整備等に取り組み、省力化支援・作業支援機能を強化します。

また、株式会社JA大津松茂アグリサポートと連携し、農業用ドローンを用いた肥料・農薬の散布や農作業の受託業務を行うことで組合員の手間不足解消を図ります。

④ 自己改革によるJA経営の健全化・透明性の向上

不良債権処理を進めるとともに業務の効率化を図り、経営の健全化に努めます。

また、ホームページやディスクロージャー誌による情報開示によりJAの透明性を高めます。

⑤ 大規模災害への対応

南海トラフ地震や新たなウイルスが発生した場合を想定し、事業継続（BCP）が迅速に行えるよう防災への意識を更に高め対応に努めます。

5. リスク管理の状況

◇リスク管理体制

[リスク管理基本方針等]

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策(マネロン等対策)の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランスを含む。)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、審査部を設置し、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利・為替・株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスクや価格変動リスクをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスクや価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めています。

◇法令遵守体制

[コンプライアンス基本方針]

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス(法令等遵守)を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

[コンプライアンス運営態勢]

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、コンプライアンス推進担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「お客様相談室」を設置しています。

◇金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口(電話:088-686-1105(月～金 午前9時～午後5時))

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

兵庫県弁護士会紛争解決センター(電話:078-341-8227)

愛媛県弁護士会紛争解決センター(電話:089-941-6279)

総合紛争解決センター<大阪府>

岡山弁護士会岡山仲裁センター

①の窓口またはJAバンク相談所(一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、(電話:03-6837-1359))にお申し出ください。なお、兵庫県弁護士会、愛媛県弁護士会については、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

・共済事業

(一社)日本共済協会 共済相談所(電話:03-5368-5757)

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財)自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財)日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

(公財)交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

(<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>)

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。上記①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JA大津松茂のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

6. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和5年3月末における自己資本比率は、17.25%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	大津松茂農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	685 百万円 （前年度 683 百万円）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、平成19年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、経営の健全性維持・強化を図っております。

7. 事業のご案内

□ 信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。
この信用事業は、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

● 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。
普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。
また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

☆ 貯金商品一覧表

(令和5年4月1日現在)

貯金種類	主な内容	期間	お預入金額
当座貯金	お支払いに手形・小切手をお使いいただく貯金です。事業用の口座としてご利用いただくと便利です。	自由	1円以上
普通貯金	いつでも自由に出し入れができる貯金です。給与・年金などの自動受取りや各種公共料金の自動支払いにもご利用ご利用いただけます。(決済用貯金の取り扱いもいたしております。)		
通知貯金	まとまったお金の短期運用に適した貯金です。お引き出しの場合は、2日以上前にお知らせください。	7日以上	50,000円以上
スーパー定期貯金	最長5年までニーズにあった期間でお預入れできる定期貯金です。	1カ月以上5年以内	1円以上
大口定期貯金	1,000万円以上の大口資金の運用に適した商品です。	期日指定方式もごございます。	1,000万円以上
定期積金	目標を定めて無理のない資産の積立を行っていただくことができます。	6カ月以上 10年以内	1,000円以上 (1回あたり)
積立式定期貯金	毎月のお積み立てで、生活設計に合わせ無理のない資金づくりができます。	1カ月以上	1円以上 (1回あたり)

● 貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

主なローンの種類

(令和5年4月1日現在)

種 類	資 金 使 途	融 資 金 額	融 資 期 間	担 保 ・ 保 証
フリーローン	生活に必要な一切の資金 および事業性資金(負債整理は除く。)	500万円以内	6ヵ月以上 10年以内	三菱UFJニコス㈱の保証が必要となります。
多目的ローン	資金使途が確認できる生活に必要な資金(負債整理は除く。)	500万円以内	6ヵ月以上 10年以内	徳島県農業信用基金協会等の保証が必要となります。
		1,000万円以内	6ヵ月以上 10年以内	三菱UFJニコス㈱の保証が必要となります。
マイカーローン	自動車・オートバイ等の購入資金および付帯費用	1,000万円以内	6ヵ月以上 10年以内	徳島県農業信用基金協会等の保証が必要となります。
教育ローン	入学時および就学時に必要な資金	1,000万円以内	6ヵ月以上 15年以内	徳島県農業信用基金協会等の保証が必要となります。
住宅ローン	住宅の新築、購入(マンション、中古住宅を含む。)、住宅用の土地購入および借換	10,000万円以内	3年以上 40年以内	融資対象の住宅・敷地等の担保設定のほか、徳島県農業信用基金協会等の保証と、団体信用生命共済への加入が必要となります。
リフォームローン	住宅の増改築・改装・補修・付帯設備資金	1,500万円以内	6ヵ月以上 15年以内	徳島県農業信用基金協会等の保証が必要となります。
カードローン	生活に必要な一切の資金	500万円以内	1年毎の更新	徳島県農業信用基金協会等の保証が必要となります。

農業関連資金

	資金名	資金用途	貸出期間 ()内は据置期間	貸出金額
JA ア プ ロ パ ー 資 金	アグリマイティー資金	運転資金、設備資金等農業者および農業団体のあらゆる農業資金にご利用いただけます。	対象事業に応じて 最長25(3)年以内	事業費の範囲内
	JA農機ハウスローン	農機具等の購入・修繕資金・パイプハウス等資材購入および建設資金・格納庫建設資金	1年以上 ～最長10年以内	1,800万円以内
	JA営農ローン	営農に必要な運転資金です。	1年ごとの自動更新	300万円以内
	JA大型営農ローン	営農に必要な運転資金です。	1年ごとの自動更新	300万円超 1,000万円以内
	JA交付金等つなぎ資金	国等の行政による農業者の成長・安定に向けた各種交付金等受領までのつなぎ資金	1年以内	支払われる交付金等相当額のうち、JA口座に入金される金額の範囲内
農 業 関 連 資 金	(1号資金) 建構築物等造成資金	畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧(認定農業者のみ)又は取得に要する資金	農機具等のみ ①認定農業者 7(2)年以内 ②認定新規就農者 10(5)年以内 ③その他 7(2)年以内 畜舎・果樹棚等を含む ①認定農業者 15(7)年以内 ②認定新規就農者 17(5)年以内 ③その他 15(3)年以内	事業費の80% (認定農業者100% (ただし、7号資金の①及び②は除く)) と次の額のいずれか低い額 個人 1,800万円 (知事特認 20,000万円) 農業参入法人 15,000万円 農業を営む法人等 20,000万円
	(2号資金) 果樹等植栽育成資金	果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金(認定農業者以外は制限)	①認定農業者 15(7)年以内 ②認定新規就農者 17(7)年以内 ③その他 15(7)年以内	
	(3号資金) 家畜購入育成資金	乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金	①認定農業者 7(2)年以内 ②認定新規就農者 10(5)年以内 ③その他 7(2)年以内	
	(4号資金) 小土地改良資金	事業費1,800万円を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧(認定農業者のみ)に要する資金	①認定農業者 15(7)年以内 ②認定新規就農者 18(5)年以内 ③その他 15(3)年以内	

		資金名	資金使途	貸出期間 ()内は据置期間	貸出金額
農業 関連 資金	農業 近代 化資金	(5号資金) 長期運転資金	農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金	①認定農業者 15(7)年以内 ②認定新規就農者 17(5)年以内 ③その他 15(3)年以内	事業費の80% (認定農業者100% (ただし、7号資金 の①及び②は除く)) と次の額のいずれ か低い額
		(6号資金) 農村環境整備 資金	診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設の改良、造成又は取得資金	①農協等 20(3)年以内 ※個人は対象外	個人 1,800万円 (知事特認 20,000万円)
		(7号資金) 大臣特認			農業参入法人 15,000万円 農業を営む法人等 20,000万円
		①農村給排水施設資金	農村における給排水施設の改良、造成又は取得に要する資金	①認定農業者 15(7)年以内 ②認定新規就農者 17(5)年以内 ③その他 15(3)年以内	
		②特定の農家住宅資金	農業振興地域、過疎地域、振興山村地域の家族農業経営体の農業者が行う農家住宅の改良、造成又は取得に要する費用で、一定の要件に該当するもの		
		③内水面養殖施設資金	水田を利用した水産動物の養殖施設の改良、造成又は取得資金		
農業 関連 連 度 資金	農 業 近 代 化 資 金 の 借 受 者 の う ち、 一 定 要 件 に 該 当 す る 方 に 対 し、 上 乗 せ 利 子 補 給 を 行 う 資 金	①徳島 県農業 担い手 育成資 金	農業近代化資金(1～4号資金)と同じ。ただし、18歳以上41歳未満で一定要件に該当する方に限ります	農業近代化資金 の各資金に同じ	1,800万円以内
		②青年 農業士 等経営 支援資 金	農業近代化資金(1～4号資金)と同じ。県知事の認定する「青年農業士」または「指導農業士」の方に限ります。	農業近代化資金 の各資金に同じ	事業費の80% (認定農業者は100%) と1,000万円のい ずれか低い額
農業 関連 連 度 資金	天災資金		「天災融資法」の発動により行われる、被害農業者等に対する資金です。	被害損失割合に より異なります	一般農業者は損失 額の45%または200 万円(法人2,000 万円)のいずれか 低い方の額(※1)

(※1)

損失額の45%または200万円(法人2,000万円)のいずれか低い方の額
(果樹栽培者・家畜等飼養者については、損失額の55%または500万円〔法人2,500万円〕
のいずれか低い方の額)

受託資金

	資金名	資金用途	貸出期間 ()内は据置期間	貸出金額
受託資金 日本政策金融公庫	農業改良資金	生産・加工・販売の新部門の開始など新たな取り組みを応援する無利子の資金です。	12(3)年以内	個人5,000万円以内 法人15,000万円以内
	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	認定農業者の自主性と創意工夫を活かした経営改善を総合的に支援する資金です。	25(10)年以内	個人 30,000万円以内 法人100,000万円以内
	経営体育成強化資金	意欲と能力をもって農業を営む方の前向き投資を支援する資金です。	25(3)年以内	個人15,000万円以内 法人50,000万円以内 (負担額の80%以内)
	農林漁業セーフティネット資金	災害や社会的・経済的な環境変化の影響を受けた方の資金繰りを支援する資金です。	15(3)年以内	一般600万円以内 特認 年間経営費等の6/12以内 (※1)
	農業基盤整備資金	用排水路の改良、ほ場整備、農道整備など、生産基盤を整備するための資金です。	25(10)年以内	地元負担額
	青年等就農資金	新たに農業経営を開始する認定新規就農者を支援する無利子の資金です。	17(5)年以内	3,700万円以内
	日本政策金融公庫 国の教育ローン	高等学校・専修学校・短期大学・大学等へ入学及び在学するために必要な資金	18年以内※ ※在学期間中は元金据置、利息のみの支払可能	学生・生徒お一人につき 350万円以内

(※1)

新型コロナウイルス感染症により経営の維持安定が困難となった方
貸出金額 一般:1,200万以内、特認:年間経営費等の 12/12 以内
貸出金額(一般、特認)の引上げ措置は、令和5年9月30日までに貸付決定した案件のみ適用となります

● 為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当組合の窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取り立てが安全・確実・迅速に行えます。

● サービス・その他

全国統一の信用オンラインシステムであるJASTEMシステムを利用して、JAキャッシュサービス、各種自動受取、各種自動支払や事業主の皆さまのための給与振込サービス等を取り扱っています。

各種手数料等一覧表

J A 大津松茂
(令和5年4月1日 現在)

			同一店舗	本・支所間	系統金融機関	他金融機関		
送金手数料		普通扱い	—	—	440円	660円		
振込 手数料	窓口 利用	同一店舗内の振込		無料	無料	—	—	
		3万円未満	電信扱い	県内	—	—	330円	660円
				県外	—	—		
		文書扱い		—	—	330円	660円	
		3万円以上	電信扱い	県内	—	—	550円	880円
	県外			—	—			
	文書扱い		—	—	550円	880円		
	機械利用	同一店舗内の振込		無料	無料	—	—	
		3万円未満	電信扱い	—	—	110円	440円	
		3万円以上		—	—	330円	660円	
JAネット バンク利用	3万円未満		県内	—	—	110円	330円	
			県外	—	—			
	3万円以上		県内	—	—	220円	440円	
			県外	—	—	330円		
代金 取立 手数料	手形交換所	普通扱い	—	—	—	—		
	県内・県外		至急扱い	—	—	440円	880円	
			普通扱い	—	—	—	660円	
窓口 両替	窓口両替		～ 100枚			無料		
	(1) 同一金種の新券への交換		101 ～ 300枚			110円		
	(2) 汚染した紙幣、硬貨の交換		301 ～ 500枚			220円		
	(3) 記念硬貨の交換		501 ～ 1000枚			330円		
	(4) 1円・5円の両替は無料		1001 ～ 500枚ごとに220円加算			660円		
そ の 他 手 数 料	送金・振込の組戻料		1通につき			660円		
	不渡手形返却料		1通につき			660円		
	取立手形組戻料		1通につき			660円		
	取立手形店頭呈示料		1通につき			660円		
	小切手用紙の発行		1冊につき			550円		
	小切手発行料		1枚につき			550円		
	手形用紙(約束・為替)の発行		1冊につき			880円		
	各種証明書等の発行		1件につき			220円		
	通帳・証書の再発行		1件につき			550円		
	ICキャッシュカードの発行・再発行・更新		1件につき			1,100円		
	JAカード一体型キャッシュカードの発行・再発行・更新		1件につき			660円		
	住宅ローン一部繰上げ返済料		1件につき			5,500円		

※注:上記金額には、消費税等が含まれています。

ATM手数料一覧

(令和5年4月1日現在)

JAバンクATM(徳島県内・全国)でキャッシュカードをご利用の場合

時間帯	8:00	21:00
平日・土日・祝日	無料	

※店舗・ATMによりご利用いただける時間帯が異なる場合があります。

コンビニATMでキャッシュカードをご利用の場合

(消費税込)

時間帯	8:00	8:45	9:00	14:00	18:00	21:00
平日	220円			110円		220円
土曜日	220円		110円		220円	
日曜日・祝日	220円					

※「イーネットATMマーク」、「ローソンATMマーク」をご確認のうえご利用ください。

JFマリンバンクATM(徳島県内・全国)でキャッシュカードをご利用(お引き出し)の場合

時間帯	8:00	21:00
平日・土日・祝日	無料	

※店舗・ATMによりご利用いただける時間帯が異なる場合があります。

JAネットバンク利用手数料

(令和5年4月1日現在)

項目		金額
個人向けJAネットバンク利用手数料		無料
法人向けJAネットバンク月額利用料	基本サービス(照会・振込サービス)	1,100円
	基本サービス + 伝送サービス	3,300円

(消費税込)

JAネットバンク振込手数料

(令和5年4月1日現在)

項目		1件あたり手数料			
		自店内	系統金融機関あて		他金融機関あて
			県内	県外	
個人向けJAネットバンク	3万円未満	無料	110円	110円	330円
	3万円以上	無料	220円	330円	440円
法人向けJAネットバンク	3万円未満	無料	110円	110円	440円
	3万円以上	無料	330円	330円	660円

(消費税込)

□ 共済事業

JA共済は、JAが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様に「ひと・いえ・くるまの総合保障」を提供しています。また豊かで安心して暮らせる地域社会づくりをめざした取り組みとして、地域貢献活動を行っています。

1. 令和4年度末事業実績

① 全国計

長期共済保有契約件数	約3,131万件
長期共済保有契約高	約224兆3,355億円
短期共済新契約掛金	約3,606億円
支払共済金額	約3兆1,086億円
総資産額	約57兆6,870億円（前年度約58兆1,926億円）

② 徳島県計

長期共済保有契約件数	約21万件
長期共済保有契約高	約2兆294億円
短期共済新契約掛金	約33億円
支払共済金額	約243億円

2. 地域貢献活動実施内容

① 書道・交通安全ポスターコンクールの開催

小・中学生の書道・美術教育への貢献を目的に開催しています。

② 交通安全対策活動

交通事故未然防止を目的に、小学校新1年生に向けた交通安全傘の寄贈、「交通事故相談」を行っています。

③ 健康管理活動

女性部員を対象に、健康で明るい生活づくりを目的に「女性のつどい」を開催しています。

④ 母子手帳ケースの寄贈

子育て支援の一環として、徳島県内の自治体に母子手帳ケースを寄贈し、自治体より母子手帳交付時に配布いただいています。

I 長期共済 (共済期間が5年以上の契約)

① 終身共済

万一のときはもちろん、ニーズにあわせた特約により病気やケガなどの備えも自由に設計できる確かな生涯保障プランです。

② 生存給付特則付一時払終身共済(平28.10)

ご加入しやすく生前贈与としても活用できる、一生涯の万一保障プランです。

③ 予定利率変動型年金共済

老後の生活資金準備のためのプランです。ご契約後6年目以降、その時の経済状況に合わせて予定利率を見直しますので年金額のアップが期待できます。さらに、最低保証予定利率が設定されていますので安心です。

④ 養老生命共済

万一のときの保障と、将来の資金づくりを両立させたプランです。

⑤ こども共済

お子様の入学資金や結婚・独立資金の準備に最適なプランです。共済契約者(親)が万一のときは、満期まで毎年養育年金を受け取れるプランもあります。

⑥ 医療共済

日帰り入院からまとまった一時金を受け取れます。入院費用への備えはもちろん、その前後の通院・在宅医療などにも活用できます。

⑦ がん共済

がんと闘うための安心を一生涯にわたって手厚く保障します。全てのがんのほか、脳腫瘍も対象としています。(80歳満了タイプもあります。)

⑧ 介護共済

公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障で、介護の不安に一生涯備えられるプランです。

⑨ 認知症共済

認知症はもちろん、認知症の前段階の軽度認知症(MCI)まで幅広く保障します。認知症の予防・早期発見から発症後までをトータルでサポートします。

⑩ 生活障害共済

病気やケガにより身体に障害が残ったときの収入の減少や支出の増加に備えられるプランです。

⑪ 特定重度疾病共済

三大疾病に加え生活習慣病により所定の状態に該当した場合に一時金で保障するプランです

⑫ 建物更生共済

火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。

上記の商品以外に、定期生命共済、一時払介護共済、引受緩和型終身共済、引受緩和型定期医療共済等も取り扱っております。

II 短期共済（共済期間が5年未満の契約）

① 自動車共済

相手方への対人・対物賠償保障をはじめ、ご自身・ご家族のための傷害保障、車両保障など、万一の自動車事故を幅広く保障します。

② 自賠責共済

法律ですべての自動車への加入が義務づけられており、自動車の運行に起因して他人を死傷させたときの損害を保障します。

③ 農業者賠償責任共済

「生産」から「出荷・販売後」までに想定される農業事業に関するさまざまな賠償リスクを幅広く保障します。

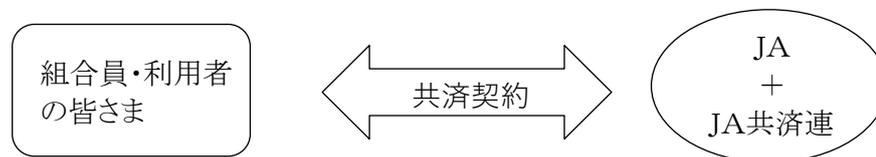
④ 傷害共済

日常のさまざまな災害による万一のときや負傷を保障します。

上記の保障以外に、火災共済等も取り扱っております。

◇ 組合員・利用者の皆さまとJA共済のつながり

JA共済は、平成17年4月1日から、JAとJA共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。JAとJA共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆様に密着した「ひと・いえ・くるまの総合保障」を提供しています。



J A：JA共済の窓口です。

組合員・利用者の皆さまの立場に立った事業活動で皆さまの暮らしをサポートしています。

JA共済連：JAと一体となって、JA共済事業を運営しています。

JA共済事業の企画・開発・資産運用業務や支払共済にかかる準備金の積み立てなどを行っています。

□ 経済事業

経済事業は、営農指導と有機的に連携し、地域農業の振興と組合員の経済的地位の向上・福祉の増進に努めています。

組織的には、JAと全農が有機的に結びつき、JAグループ経済事業として幅広く充実した経済活動を行っています。

【購買事業】

購買事業は、生産資材事業と生活資材事業に分類することができます。

生産資材事業は、消費者にご安心・ご満足して頂ける農産物をお届けするため、営農指導と連携し、農業生産に必要な生産資材を組合員に有利に供給する事業です。

肥料・農薬・園芸資材・飼料・農業機械等の事業があります。

生活資材事業は、組合員ニーズにお応えし、日常生活に必要な商品を取り扱っています。

精米(パールライス)・LPガス・自動車・農舎・住宅・電気製品・生鮮食品等があります。

【販売事業】

販売事業は、営農指導と連携し生産者から消費者へ新鮮で安全・安心な農産物をお届けする事業を行っています。生産者が生産した農畜産物を市場に出荷するほか、当JA管内において生産された野菜、果実等から特に選りすぐったものをJA大津松茂ブランドとして販売しています。

【直売所事業】

直売所事業は、「生産者の所得向上」「地域農業の振興」「地域活性化の拠点づくり」を目的として、地元特産物及び特産物を使用した加工品を中心に売場を構成するとともに、消費者に喜ばれる品目を選定し販売を行っています。

(2) 系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

◇「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1)個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2)経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3)全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2022年3月末における残高は1,652億円となっています。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2022年3月末現在で4,627億円となっています。

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	第8年度 (令和5年3月31日)	第7年度 (令和4年3月31日)
(資産の部)		
1 信用事業資産	39,154,841	39,255,180
(1) 現金	93,549	83,586
(2) 預金	32,023,339	31,676,858
系統預金	32,022,582	31,676,430
系統外預金	756	428
(3) 有価証券	2,331,180	2,518,140
国債	2,064,150	1,562,250
受益証券	267,030	955,890
(4) 貸出金	4,725,348	4,986,375
(5) その他信用事業資産	18,615	20,968
未収収益	15,125	14,384
その他の資産	3,489	6,583
(6) 貸倒引当金	△37,190	△30,748
2 共済事業資産	128	543
(1) その他の共済事業資産	128	543
3 経済事業資産	460,949	417,949
(1) 経済事業未収金	296,904	243,871
(2) 経済受託債権	360	700
(3) 棚卸資産	143,345	99,815
購買品	140,894	97,687
農産物直売所品	2,206	1,950
その他の棚卸資産	244	177
(4) その他の経済事業資産	21,210	74,335
(5) 貸倒引当金	△870	△773
4 雑資産	25,787	34,909
5 固定資産	1,773,251	1,764,318
(1) 有形固定資産	1,772,359	1,761,741
建物	1,034,047	1,005,005
機械装置	363,230	334,280
土地	1,163,268	1,163,268
建設仮勘定	-	1,000
その他の有形固定資産	195,655	192,713
減価償却累計額	△983,842	△934,526
(2) 無形固定資産	892	2,577
その他の無形固定資産	892	2,577
6 外部出資	1,412,831	1,402,731
(1) 外部出資	1,412,831	1,402,731
系統出資	1,347,891	1,347,891
系統外出資	54,940	54,840
子会社等外部出資	10,000	
7 繰延税金資産	29,362	30,019
資産の部合計	42,857,152	42,905,652

科 目	第8年度	第7年度
	(令和5年3月31日)	(令和4年3月31日)
(負 債 の 部)		
1 信用事業負債	39,319,091	39,365,258
(1) 貯金	39,264,081	39,328,582
(2) その他の信用事業負債	55,010	36,676
未払費用	5,646	4,754
その他の負債	49,363	31,921
2 共済事業負債	102,266	107,067
(1) 共済資金	60,014	63,634
(2) 未経過共済付加収入	41,973	43,106
(3) その他の共済事業負債	279	326
3 経済事業負債	336,724	284,293
(1) 経済事業未払金	288,812	252,778
(2) 経済受託債務	19,303	26,951
(3) その他の経済事業負債	28,608	4,563
4 設備借入金	75,900	89,250
5 雑負債	38,017	26,205
(1) 未払法人税等	4,365	482
(2) その他の負債	33,652	25,723
6 諸引当金	120,963	121,783
(1) 賞与引当金	13,313	14,482
(2) 退職給付引当金	86,328	90,075
(3) 役員退職慰労引当金	21,321	17,224
7 再評価に係る繰延税金負債	196,996	196,996
負債の部合計	40,189,959	40,190,855
(純 資 産 の 部)		
1 組合員資本	2,344,880	2,316,779
(1) 出資金	685,764	683,634
(2) 利益剰余金	1,663,341	1,635,840
利益準備金	704,030	691,030
その他利益剰余金	959,311	944,810
(特別積立金)	(397,081)	(397,081)
(肥料協同購入積立金)	(661)	(661)
(経営安定対策積立金)	(200,000)	(180,000)
(大津特定財源積立金)	(179,309)	(179,309)
(当期末処分剰余金)	(182,259)	(187,757)
〔うち当期剰余金〕	(47,562)	(64,005)
(3) 処分未済持分	△4,225	△2,695
2 評価・換算差額等	322,311	398,018
(1) その他有価証券評価差額金	△156,510	△80,804
(2) 土地再評価差額金	478,822	478,822
純資産の部合計	2,667,192	2,714,797
負債及び純資産の部合計	42,857,152	42,905,652

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	第8年度	第7年度
	(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
1 事業総利益	528,154	540,544
事業収益	1,737,736	1,627,525
事業費用	1,209,581	1,086,980
(1) 信用事業収益	233,938	214,682
資金運用収益	201,808	202,001
(うち預金利息)	(121,020)	(123,441)
(うち有価証券利息)	(12,772)	(13,780)
(うち貸出金利息)	(44,914)	(43,147)
(うちその他受入利息)	(23,100)	(21,632)
役務取引等収益	6,439	6,351
その他事業直接収益	17,434	4,589
その他経常収益	8,255	1,739
(2) 信用事業費用	92,370	54,967
資金調達費用	11,463	13,401
(うち貯金利息)	(11,247)	(13,129)
(うち給付補てん備金繰入)	(4)	(23)
(うち借入金利息)	—	(47)
(うちその他支払利息)	(211)	(200)
役務取引等費用	1,456	1,593
その他事業直接費用	36,617	4,441
その他経常費用	42,833	35,531
(うち貸倒引当金繰入益)	(6,442)	—
(うち貸倒引当金戻入益)	—	(△ 1,855)
(うち貸出金償却)	—	(960)
信用事業総利益	141,567	159,714
(3) 共済事業収益	94,128	106,117
共済付加収入	87,895	98,287
その他の収益	6,232	7,829
(4) 共済事業費用	3,711	4,663
その他の費用	3,711	4,663
共済事業総利益	90,416	101,454
(5) 購買事業収益	923,909	856,290
購買品供給高	906,271	845,760
購買手数料	3,106	1,289
その他の収益	14,531	9,240
(6) 購買事業費用	828,935	777,930
購買品供給原価	814,663	766,908
購買品供給費	10,708	8,694
その他の費用	3,562	2,327
(うち貸倒引当金繰入額)	(101)	—
(うち貸倒引当金戻入益)	—	(△ 789)
購買事業総利益	94,974	78,359
(7) 販売事業収益	197,511	201,476
販売品販売高	521	661
販売手数料	102,192	104,558
受入奨励金	71,058	74,776
その他の収益	23,738	21,480

科 目	第8年度	第7年度
	(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
(8) 販売事業費用	61,803	56,662
販売品販売原価	476	599
全農手数料	36,822	37,985
その他の費用	24,503	18,077
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 3)	(△ 0)
販売事業総利益	135,708	144,813
(9) 利用事業収益	2,679	3,436
(10) 利用事業費用	2,752	2,810
利用事業総利益	72	625
(11) 直売所事業収益	295,776	254,823
(12) 直売所事業費用	222,224	193,195
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 0)	—
直売所事業総利益	73,551	61,627
(13) その他経済事業収益	185	226
(14) その他経済事業費用	—	—
その他経済事業総利益	185	226
(15) 指導事業収入	4,160	3,067
(16) 指導事業支出	12,336	9,345
指導事業収支差額	△ 8,175	△ 6,277
2 事業管理費	480,742	494,194
(1) 人件費	326,009	343,211
(2) 業務費	20,023	18,758
(3) 諸税負担金	20,063	18,506
(4) 施設費	106,157	105,011
(5) その他事業管理費	8,487	8,706
事業利益	47,412	46,350
3 事業外収益	17,374	19,221
(1) 受取出資配当金	15,558	15,558
(2) 雑収入	1,816	3,662
4 事業外費用	2	—
(1) 雑損失	2	—
経常利益	64,784	65,571
5 特別利益	10,900	57,596
(1) 一般補助金	10,900	57,587
(2) 固定資産処分益	—	9
6 特別損失	11,296	59,576
(1) 固定資産処分損	396	1,989
(2) 固定資産圧縮損	10,900	57,587
税引前当期利益	64,388	63,590
法人税・住民税及び事業税	9,309	482
法人税等調整額	7,516	△ 896
法人税等合計	16,825	△ 414
当期剰余金	47,562	64,005
当期首繰越剰余金	134,696	123,752
当期末処分剰余金	182,259	187,757

(注) 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、当年度については、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」、「事業費用」を表示しています。

3. キャッシュ・フロー計算書(間接法)

(単位:千円)

科 目	第8年度	第7年度
	(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	64,388	63,590
減価償却費	54,454	56,166
減損損失	-	-
連結調整勘定償却額	-	-
貸倒引当金の増減額(△は減少)	6,539	△42,971
賞与引当金の増減額(△は減少)	△1,168	△604
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△3,747	△11,635
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	4,096	△11,586
睡眠貯金損失引当金の増減額(△は減少)	-	-
信用事業資金運用収益	△201,808	△202,001
信用事業資金調達費用	11,463	13,401
共済貸付金利息	-	-
共済借入金利息	-	-
受取雑利息及び受取出資配当金	△15,558	△15,558
支払雑利息	-	-
為替差損益(△は益)	-	-
有価証券関係損益(△は益)	△18,009	△4,838
金銭の信託の運用損益(△は益)	-	-
固定資産売却損益(△は益)	-	△9
固定資産処分損益(△は益)	396	1,989
持分法による投資損益(△は益)	-	-
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増(△)減	261,026	△655,226
預金の純増(△)減	△1,000,000	△2,550,000
貯金の純増減(△)	△64,501	3,153,849
信用事業借入金の純増減(△)	-	-
その他の信用事業資産の純増(△)減	2,465	△710
その他の信用事業負債の純増減(△)	17,455	△34,749
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済貸付金の純増(△)減	-	-
共済借入金の純増減(△)	-	-
共済資金の純増減(△)	△3,619	12,498
未経過共済付加収入の純増減(△)	△1,133	△1,063
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減	△53,032	4,613
経済受託債権の純増(△)減	340	△560
棚卸資産の純増(△)減	△43,529	△5,769
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△)	36,034	△30,323
経済受託債務の純増減(△)	△7,648	5,929
(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の純増(△)減	52,605	△51,568
その他の負債の純増減(△)	30,269	4,774
未払消費税等の増減額(△)	6,486	△24,022
信用事業資金運用による収入	201,067	202,304
信用事業資金調達による支出	△10,585	△21,082
共済貸付金利息による収入	-	-
共済借入金利息による支出	-	-
事業の利用分量に対する配当金の支払額	△10,000	-
小 計	△685,254	△145,163
雑利息及び出資配当金の受取額	15,558	15,558
雑利息の支払額	-	-
法人税等の支払額	△5,426	△482
法人税等の還付額	4,199	△236
事業活動によるキャッシュ・フロー	△670,922	△130,323
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△994,399	△1,291,187
有価証券の売却による収入	1,116,803	1,708,814
有価証券の償還による収入	-	-
金銭の信託の増加による支出	-	-
金銭の信託の減少による収入	-	-
補助金の受入れによる収入	-	-
固定資産の取得による支出	△63,783	△124,323
固定資産の処分による支出	-	-
固定資産の売却による収入	-	9
外部出資による支出	△10,100	△510
外部出資の売却等による収入	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	48,520	292,803
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入れによる収入	△13,350	△13,350
出資の増額による収入	7,041	22,250
出資の払戻しによる支出	△4,784	△5,870
回転出資金の受入による収入	-	-
持分の取得による支出	△2,695	△2,062
持分の譲渡による収入	2,695	2,062
出資配当金の支払額	△10,061	△9,677
少数株主への配当金支払額	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	△21,154	△6,647
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
5 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	△643,556	155,832
6 現金及び現金同等物の期首残高	1,412,445	1,256,612
7 現金及び現金同等物の期末残高	768,889	1,412,445

I 継続組合の前提に関する注記

該当する事項は、ありません。

II 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 次に掲げるものの評価基準及び評価方法

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式：移動平均法による原価法
 ② その他有価証券
 ・時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 ・市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品：総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
 農産物直売所品：総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
 その他の棚卸資産（印紙）：個別法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績または倒産実績を基礎とした貸倒実績率または倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込等の必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し当該部署から独立した審査部が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

I 継続組合の前提に関する注記

該当する事項は、ありません。

II 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 次に掲げるものの評価基準及び評価方法

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- ① その他有価証券
 ・時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 ・市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品：総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
 農産物直売所品：総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
 その他の棚卸資産（印紙）：個別法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近3年間の返済実績と将来3年間のキャッシュ・フロー見込額とを比較し、いずれか低い方の金額を回収可能額としています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込等の必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し当該部署から独立した審査部が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

- (1) 購買事業
農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- (2) 販売事業
組合員が生産した農産物を当組合が集荷して共同で業者等へ買取販売及び受託販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- (3) 利用事業
農機具・運搬車・精米設備等を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種農機具・運搬車・精米設備等の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- (4) 直売所事業
農産物直売所を運営し、組合員の生活に必要な物資の供給及び組合員が生産した農畜産物を販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- (5) 指導事業
組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- (6) その他経済事業
組合員に書籍等を斡旋する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。
6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法
記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。
7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項
- (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について
当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。
ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。
- (2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

Ⅲ 会計方針の変更に関する注記

- (1) 購買事業
農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- (2) 販売事業
組合員が生産した農産物を当組合が集荷して共同で業者等へ買取販売および受託販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- (3) 利用事業
農機具・運搬車・精米設備等を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種農機具・運搬車・精米設備等の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- (4) 直売所事業
農産物直売所を運営し、組合員の生活に必要な物資の供給及び組合員が生産した農畜産物を販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- (5) 指導事業
組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- (6) その他経済事業
組合員に書籍等を斡旋する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。
6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法
記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。
7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項
- (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について
当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。
ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。
- (2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

Ⅲ 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準の適用)

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

- (1) 代理人取引に係る収益認識
財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。
収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額はありません。
この結果、当事業年度の購買品供給高が64,157千円、購買品供給原価が62,867千円減少しており、購買事業収益が62,867千円、購買事業費用が62,867千円減少しております。これによる購買事業総利益、事業利益、経常利益、税引前当期利益に増減はありません。

(時価の算定に関する会計基準)

1. 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用
「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

IV 表示方法の変更に関する注記

該当する事項は、ありません。

V 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
繰延税金資産 30,345千円（繰延税金負債との相殺前）
- (2) 会計上の見積りに関する理解に資する情報
繰延税金資産の計上は、次年度以降において未使用の税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。
次年度以降の課税所得の見積りについては、令和3年3月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。
しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額は、ありません。
- (2) 会計上の見積りに関する理解に資する情報
資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価格を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。
減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。
固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和3年3月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。
これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

VI 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、887,519千円であり、その内訳は次のとおりです。
建物 564,176千円 機械装置 292,846千円 その他の有形固定資産 30,496千円

2. 担保に供している資産

定期預金700,000千円を為替決済の担保に、定期預金3,940,000千円をJ/Aバンク独自の相互援助制度の担保に、定期預金1,100,000千円を当座勘定貸越契約の担保に、定期預金2,000千円を鳴門市公金取り扱いに係る債務の担保に、それぞれ供しています。

3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 544千円
子会社等に対する金銭債務の総額 6,074千円

4. 理事及び監事に対する金銭債権の総額は2,184千円です。

5. 理事及び監事に対する金銭債務はありません。

6. 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は43,993千円、危険債権額は55,464千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

IV 表示方法の変更に関する注記

その他経済事業の収益、費用、総利益を含めて表示していた「直売所事業」（前事業年度収益223,204千円、費用165,757千円、総利益57,466千円）は重要性が増したため、区分掲記しています。

V 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
繰延税金資産 37,862千円（繰延税金負債との相殺前）
- (2) 会計上の見積りに関する理解に資する情報
繰延税金資産の計上は、次年度以降において未使用の税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。
次年度以降の課税所得の見積りについては、令和3年3月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。
しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額は、ありません。
- (2) 会計上の見積りに関する理解に資する情報
資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価格を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。
減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。
固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和3年3月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。
これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

VI 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、881,234千円であり、その内訳は次のとおりです。
建物 564,176千円 機械装置 281,946千円 その他の有形固定資産 35,111千円

2. 担保に供している資産

定期預金700,000千円を為替決済の担保に、定期預金3,640,000千円をJ/Aバンク独自の相互援助制度の担保に、定期預金1,100,000千円を当座勘定貸越契約の担保に、定期預金2,000千円を鳴門市公金取り扱いに係る債務の担保に、それぞれ供しています。

3. 理事及び監事に対する金銭債権の総額は50,372千円です。

4. 理事及び監事に対する金銭債務はありません。

5. 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は8,020千円、危険債権額は139,060千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は99,457千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

7. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- ・再評価を行なった年月日 平成14年3月31日
- ・再評価を行なった土地の当事業年度末における時価の合計額
が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 734,579千円
- ・同法第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年 3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める当該事業用土地について、 地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

なお、三月以上延滞債権とは元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は147,080千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- ・再評価を行なった年月日 平成14年3月31日
- ・再評価を行なった土地の当事業年度末における時価の合計額
が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 625,710千円
- ・同法第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年 3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める当該事業用土地について、 地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

Ⅶ 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引高の総額

- (1) 子会社等との取引による収益総額 495千円
 - うち事業取引高 495千円
 - うち事業取引以外の取引高 ー千円
- (2) 子会社等との取引による費用総額 ー千円
 - うち事業取引高 ー千円
 - うち事業取引以外の取引高 ー千円

Ⅷ 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針
当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を徳島県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債等の債券、投資信託等による運用を行っています。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。
当年度末における貸出金のうち、36.83%は農業に対するものであり、当該農業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。
また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査部を設置し、各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。
(市場リスクに係る定量的情報)

Ⅶ 損益計算書に関する注記

該当する事項は、ありません。

Ⅷ 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針
当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を徳島県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債等の債券、投資信託等による運用を行っています。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。
当年度末における貸出金のうち、37.77%は農業に対するものであり、当該農業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。
また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査部を設置し、各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。
(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品は全てトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び設備借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.5%上昇したものと想定した場合には、経済価値が177,900千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	32,023,339	32,021,171	△ 2,167
有価証券			
その他有価証券	2,331,180	2,331,180	-
貸出金	4,725,348		
貸倒引当金（*1）	△ 37,190		
貸倒引当金控除後	4,688,157	4,726,100	37,942
資 産 計	39,042,676	39,078,451	35,775
貯 金	39,264,081	39,261,623	△ 2,458
負 債 計	39,264,081	39,261,623	△ 2,458

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預 金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap、以下「OIS」という。)レートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

当組合で保有している金融商品は全てトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び設備借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.5%上昇したものと想定した場合には、経済価値が144,886千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	31,676,858	31,677,188	329
有価証券			
その他有価証券	2,518,140	2,518,140	-
貸出金	4,986,375		
貸倒引当金（*1）	△ 30,748		
貸倒引当金控除後	4,955,626	5,041,425	85,798
経済事業未収金	243,871		
貸倒引当金（*2）	△ 773		
貸倒引当金控除後	243,098	243,098	-
資 産 計	39,393,724	39,479,852	86,128
貯 金	39,328,582	39,332,779	4,196
設備借入金	89,250	89,179	△ 70
経済事業未払金	252,778	252,778	-
負 債 計	39,670,610	39,674,736	4,126

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(*2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預 金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap、以下「OIS」という。)レートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。投資信託は、公表されている基準価格、または、取引金融機関等から提示された価格によっており、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第26項に従い、経過措置を適用しています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)の時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資 (*1)	1,412,831
合計	1,412,831

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	32,023,339					
有価証券 その他有価証券の うち満期があるもの						2,467,030
貸出金(*1,2)	862,316	473,610	446,031	402,918	381,104	2,089,208
合計	32,885,655	473,610	446,031	402,918	381,104	4,556,238

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 162,343千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 70,159千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	37,148,496	1,178,619	899,275	10,994	26,004	690
合計	37,148,496	1,178,619	899,275	10,994	26,004	690

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

Ⅹ 有価証券に関する注記

1. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類	取得原価又は 償却原価	貸借対照表 計上額	差額(*1)	
貸借対照表計上額が、 取得原価又は償却原価を 超えるもの	債券			
	国債	199,364	202,920	3,555
	受益証券	-	-	-
小計	199,364	202,920	3,555	
貸借対照表計上額が、 取得原価又は償却原価を 超えないもの	債券			
	国債	1,987,343	1,861,230	△ 126,113
	受益証券	300,000	267,030	△ 32,970
小計	2,287,343	2,128,260	△ 159,083	
合計	2,486,707	2,331,180	△ 155,527	

(*1) なお、上記差額から繰延税金負債983千円を差し引いた額△156,510千円が、「その他有価証券評価差額金」として貸借対照表に計上されています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)の時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 設備借入金

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資 (*1)	1,402,731
合計	1,402,731

(*1) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第5項に基づき時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	31,676,858					
有価証券 その他有価証券の うち満期があるもの		107,630	101,740			2,346,520
貸出金(*1,2)	577,624	486,203	460,426	434,541	390,278	2,595,165
経済事業未収金(*3)	241,134					
合計	32,495,617	593,833	562,166	434,541	390,278	4,941,685

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 150,458千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3か月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 42,134千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(*3) 経済事業未収金のうち、延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 2,737千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 借入金及びその他有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	35,713,557	2,293,409	1,296,556	16,375	8,354	330
設備借入金	13,350	13,350	13,350	6,150	6,150	36,900
合計	35,726,907	2,306,759	1,309,906	22,525	14,504	37,230

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

Ⅹ 有価証券に関する注記

1. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「外部出資」中の株式が含まれています。

① その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類	取得原価又は 償却原価	貸借対照表 計上額	差額(*1)	
貸借対照表計上額が、 取得原価又は償却原価を 超えるもの	債券			
	国債	299,694	318,680	18,985
	受益証券	200,000	209,370	9,370
小計	499,694	528,050	28,355	
貸借対照表計上額が、 取得原価又は償却原価を 超えないもの	債券			
	国債	1,291,407	1,243,570	△ 47,837
	受益証券	900,000	838,930	△ 61,070
小計	2,191,407	2,082,500	△ 108,907	
合計	2,691,101	2,610,550	△ 80,552	

(*1) なお、上記差額から繰延税金負債7,843千円を差し引いた額△80,804千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)			
	売却額	売却益	売却損
国債	415,376	17,434	1,427
受益証券	661,050	7,780	46,730
合計	1,076,426	25,214	48,157

(3) 当年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)			
	売却額	売却益	売却損
国債	1,704,373	4,589	4,441
合計	1,704,373	4,589	4,441

(3) 当年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

X 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度及び全国農林漁業団体共済会との契約に基づき退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

2. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	90,075 千円
退職給付費用	11,412 千円
退職給付の支払額	△ 11,378 千円
確定給付型年金制度への拠出金	△ 3,782 千円
期末における退職給付引当金	86,328 千円

特定退職金共済制度への拠出金 5,360千円は厚生費で処理しています。

3. 退職給付債務及び年金資産の期末残高表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	240,419 千円
特定退職金共済制度	△ 87,532 千円
確定給付型年金制度	△ 66,558 千円
未積立退職給付債務	86,328 千円
退職給付引当金	86,328 千円

4. 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	11,412 千円
----------------	-----------

5. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金4,081千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は34,773千円となっています。

X 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度及び全国農林漁業団体共済会との契約に基づき退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

2. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	101,711 千円
退職給付費用	13,100 千円
退職給付の支払額	△ 20,840 千円
確定給付型年金制度への拠出金	△ 3,895 千円
期末における退職給付引当金	90,075 千円

特定退職金共済制度への拠出金 5,945千円は厚生費で処理しています。

3. 退職給付債務及び年金資産の期末残高表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	244,078 千円
特定退職金共済制度	△ 87,623 千円
確定給付型年金制度	△ 66,378 千円
未積立退職給付債務	90,075 千円
退職給付引当金	90,075 千円

4. 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	13,100 千円
----------------	-----------

5. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金4,298千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は41,455千円となっています。

XI 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

(単位：千円)	
項目	金額
繰延税金資産	
退職給付引当金	23,878
減価償却額	5,040
役員退職慰労引当金	5,897
貸倒引当金	10,527
賞与引当金	3,682
その他	3,871
繰延税金資産小計	52,897
評価性引当額	△ 22,551
繰延税金資産合計(A)	30,345
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 983
繰延税金負債合計(B)	△ 983
繰延税金資産の純額(A)+(B)	29,362

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.89 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 3.34 %
事業分量配当金	△ 4.30 %
住民税均等割等	0.75 %
評価性引当額の増減	2.54 %
その他	0.93 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.13 %

XI 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次の通りです。

(単位：千円)	
項目	金額
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	6,981
退職給付引当金	25,097
減価償却額	6,004
役員退職慰労引当金	4,764
貸倒引当金	8,636
賞与引当金	4,005
その他	3,285
繰延税金資産小計	58,775
評価性引当金	△ 20,913
繰延税金資産合計(A)	37,862
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 7,843
繰延税金負債合計(B)	△ 7,843
繰延税金資産の純額(A)+(B)	30,019

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.32 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 3.38 %
事業分量配当金	△ 4.35 %
住民税均等割等	0.76 %
評価性引当額の増減	△ 23.65 %
その他	△ 0.01 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△ 0.65 %

XII 収益認識に関する注記

1. 収益を理解するための基礎となる情報
「重要な会計方針に係る事項に関する注記4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

XIII キャッシュ・フロー計算書に関する注記

- (1) 現金及び現金同等物の資金の範囲
キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。
- (2) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	32,116,889	千円
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	△ 31,348,000	千円
現金及び現金同等物	768,889	千円

XII 収益認識に関する注記

1. 収益を理解するための基礎となる情報
「重要な会計方針に係る事項に関する注記4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

XIII キャッシュ・フロー計算書に関する注記

- (1) 現金及び現金同等物の資金の範囲
キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。
- (2) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	31,760,445	千円
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	△ 30,348,000	千円
現金及び現金同等物	1,412,445	千円

5. 剰余金処分計算書

剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	令和4年度	令和3年度
1 当期末処分剰余金	182,259,340	187,757,858
2 剰余金処分類	40,167,155	53,061,082
(1) 利益準備金	10,000,000	13,000,000
(2) 任意積立金	10,000,000	20,000,000
うち経営安定対策積立金	10,000,000	20,000,000
(3) 出資配当金	10,167,155	10,061,082
(4) 事業分量配当金	10,000,000	10,000,000
3 次期繰越剰余金	142,092,185	134,696,776

- (注) 1. 出資配当金は年 1.5%の割合である。
 ただし、年度内の増資及び新加入については日割計算をする。
2. 事業の利用分量に対する配当の基準は次のとおりである。
 令和4年度の販売品取扱高に対して対万19円68銭とする。
3. 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等は別表のとおりである。
4. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額 4,000千円が含まれている。

<別表>

(単位：千円)

種類	積立目的	積立目標額	取崩基準	当期末残高
経営安定対策積立金	農協を取り巻く経営リスク等に対応する財務基盤の強化をすすめ、組合経営の健全な発展をはかるため。	300,000	1 (1) 農協会館の設備の更新及び改修等の整備に多額の費用が発生したとき (2) 地震等の自然災害により、多額の費用が発生したとき (3) 農林年金の制度完了により、多額の費用が発生したとき (4) 会計基準等への対応により、多額の費用が発生したとき (5) 債権等資産の償却により多額の費用が発生したとき 2 積立ての必要がなくなった場合は、全額を取り崩す。 3 欠損金が生ずる場合、欠損金の補填に必要な額を取り崩す。	200,000
肥料協同購入積立金	肥料価格の期中変動があった場合、農家負担の軽減をはかり農家の経営安定に資するため。	661	肥料価格が期中上昇し農家に相当の負担が発生する場合、全農(県本部)の通知に基づき積立金を限度として価格上昇相当額を取り崩す。	661
大津地区特定財源積立金	平成26年7月1日に締結した合併予備契約第7条第2項の規定に基づき、大津地区の営農振興並びに施設整備等にあてるところを目的とする。	179,309	(1) 大津地区の甘藷に係る営農振興並びに施設整備等に多額の費用が発生したとき (2) 大津地区の大根に係る営農振興並びに施設整備等に多額の費用が発生したとき (3) 大津地区の蓮根に係る営農振興並びに施設整備等に多額の費用が発生したとき (4) 大津地区の梨に係る営農振興並びに施設整備等に多額の費用が発生したとき (5) その他組合が必要と認めた営農振興並びに施設整備等に多額の費用が発生したとき	179,309

6. 部門別損益計算書 (令和4年度)

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	1,752,288	233,938	94,128	967,248	452,813	4,160	
事業費用 ②	1,224,133	92,370	3,711	742,612	373,102	12,336	
事業総利益 (①-②) ③	528,154	141,567	90,416	224,635	79,710	△ 8,175	
事業管理費 ④	480,742	96,136	78,246	208,961	74,149	23,248	
(うち減価償却費 ⑤)	(54,454)	(2,458)	(1,536)	(36,478)	(12,944)	(1,037)	
(うち人件費 ⑤')	(326,009)	(64,169)	(59,517)	(133,109)	(47,233)	(21,979)	
※うち共通管理費 ⑥		41,084	29,475	57,308	22,834	4,686	△ 155,389
(うち減価償却費 ⑦)		(1,972)	(1,415)	(2,751)	(1,096)	(224)	(△ 7,460)
(うち人件費 ⑦')		(13,682)	(12,690)	(28,382)	(10,071)	(4,686)	(△ 69,512)
事業利益 (③-④) ⑧	47,412	45,431	12,169	15,673	5,561	△ 31,424	
事業外収益 ⑨	17,374	9,173	4,852	3,077	269	2	
※うち共通分 ⑩		479	306	760	269	-	△ 1,816
事業外費用 ⑪	2	-	-	2	-	-	
※うち共通分 ⑫		-	-	-	-	-	
経常利益 (⑧+⑨-⑪) ⑬	64,784	54,604	17,022	18,748	5,831	△ 31,422	
特別利益 ⑭	10,900	-	-	9,900	-	1,000	
※うち共通分 ⑮		-	-	-	-	-	
特別損失 ⑯	11,296	-	-	11,296	-	-	
※うち共通分 ⑰		-	-	-	-	-	
税引前当期利益 (⑬+⑭-⑯) ⑱	64,388	54,604	17,022	17,352	5,831	△ 30,422	
営農指導事業分配賦額 ⑲		8,030	5,128	12,742	4,521	△ 30,422	
営農指導事業分税引前当期利益 (⑱-⑲) ⑳	64,388	46,574	11,893	4,610	1,309		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

- 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等
 - 共通管理費等・・・直課できない人件費については給料手当割、その他の事業管理費及び事業外収益については事業総利益割により配賦しています。
 - 営農指導事業・・・事業総利益割により配賦しています。
- 配賦割合 (1の配賦基準で算出した配賦の割合)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	26.44%	18.97%	36.88%	14.69%	3.02%	100%
営農指導事業	26.40%	16.86%	41.88%	14.86%		100%

3 部門別の資産

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	経済事業	共通資産
事業別の資産	42,857,152	39,154,841	128	460,949	3,241,233
総資産 (共通資産配分後)	42,857,152	40,553,090	495,081	1,808,980	
(うち固定資産)	1,753,251	340,505	224,097	1,188,649	

(令和3年度)

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	1,640,119	214,682	106,117	998,384	317,867	3,067	
事業費用 ②	1,099,575	54,967	4,663	777,410	253,188	9,345	
事業総利益 (①-②) ③	540,544	159,714	101,454	220,973	64,679	△ 6,277	
事業管理費 ④	494,194	102,483	81,554	223,904	65,537	20,715	
(うち減価償却費 ⑤)	(56,166)	(2,653)	(1,656)	(39,108)	(11,447)	(1,300)	
(うち人件費 ⑤')	(343,211)	(69,609)	(61,471)	(149,115)	(43,646)	(19,367)	
※うち共通管理費 ⑥		42,108	30,185	58,545	18,755	3,845	△ 153,440
(うち減価償却費 ⑦)		(2,043)	(1,464)	(2,840)	(910)	(186)	(△ 7,445)
(うち人件費 ⑦')		(13,821)	(12,205)	(29,607)	(8,666)	(3,845)	(△ 68,146)
事業利益 (③-④) ⑧	46,350	57,231	19,899	△ 2,930	△ 858	△ 26,992	
事業外収益 ⑨	19,221	9,763	5,225	3,797	433	2	
※うち共通分 ⑩		1,069	679	1,480	433	0	△ 3,662
事業外費用 ⑪	0	0	0	0	0	0	
※うち共通分 ⑫		0	0	0	0	0	0
経常利益 (⑧+⑨-⑪) ⑬	65,571	66,994	25,125	866	△ 424	△ 26,990	
特別利益 ⑭	57,596	0	9	57,587	0	0	
※うち共通分 ⑮		0	0	0	0	0	0
特別損失 ⑯	59,576	0	0	59,576	0	0	
※うち共通分 ⑰		0	0	0	0	0	0
税引前当期利益 (⑬+⑭-⑯) ⑱	63,590	66,994	25,134	△ 1,122	△ 424	△ 26,990	
営農指導事業分配賦額 ⑲		7,883	5,007	10,907	3192	△ 26,990	
営農指導事業税引前当期利益 (⑱-⑲) ⑳	63,590	59,111	20,126	△ 12,030	△ 3,617		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

- 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等
 - 共通管理費等・・・直課できない人件費については給料手当割、その他の事業管理費及び事業外収益については事業総利益割により配賦しています。
 - 営農指導事業・・・事業総利益割により配賦しています。
- 配賦割合 (1)の配賦基準で算出した配賦の割合)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	27.44%	19.67%	38.16%	12.22%	2.51%	100%
営農指導事業	29.21%	18.55%	40.41%	11.83%		100%

3 部門別の資産

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	経済事業	共通資産
事業別の資産	42,905,652	39,255,180	543	417,949	3,231,978
総資産 (共通資産配分後)	42,905,652	40,667,395	505,314	1,732,942	
(うち固定資産)	1,764,318	353,652	253,275	1,157,390	

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確認書

- 1 私は、当JAの令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和5年6月24日

大津松茂農業協同組合

代表理事組合長 佐々木 伸夫

8. 会計監査人の監査

令和3年度及び令和4年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円、口、人、%)

項目	令和4年度	令和3年度	令和2年度	平成31年度	平成30年度
経常収益(事業収益)	1,737	1,627	1,735	1,589	1,499
信用事業収益	233	214	238	249	269
共済事業収益	94	106	108	112	117
農業関連事業収益	1,128	1,064	1,180	1,097	1,108
その他事業収益	295	255	223	130	3
経常利益	64	65	49	25	49
当期剰余金	47	64	46	13	-5
出資金	685	683	666	639	618
(出資口数)	(685,764口)	(683,634口)	(666,168口)	(639,007口)	(618,274口)
純資産額	2,667	2,714	2,711	2,699	2,700
総資産額	42,857	42,905	39,854	36,335	34,869
貯金等残高	32,023	31,676	28,991	26,934	31,129
貸出金残高	4,725	4,986	4,331	4,335	3,969
有価証券残高	2,331	2,518	2,991	1,357	888
剰余金配当金額	20	20	9	9	9
出資配当金	10	10	9	9	9
事業利用分量配当金	10	10	-	-	-
職員数	51	54	58	53	57
単体自己資本比率	17.25	17.34	18.03	18.24	18.72

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取扱は行っていません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位:百万円、%)

項目	令和4年度	令和3年度	増減
資金運用収支	190	188	2
役務取引等収支	4	4	0
その他信用事業収支	△ 54	△ 34	△ 20
信用事業粗利益	176	193	△ 17
(信用事業粗利益率)	(0.43)	(0.51)	(△ 0.08)
事業粗利益	565	576	△ 11
(事業粗利益率)	(1.19)	(1.31)	(△ 0.12)
事業純益	84	82	2
実質事業純益	84	82	2
コア事業純益	104	82	22
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	104	82	22

3. 資金運用収支の内訳

(単位:百万円、%)

項 目	令和4年度			令和3年度		
	平均残高	利 息	利 回	平均残高	利 息	利 回
資金運用勘定	40,614	178	0.44	37,816	180	0.48
うち預金	33,112	121	0.37	30,500	123	0.40
うち有価証券	2,557	12	0.50	2,245	13	0.61
うち貸出金	4,945	44	0.91	5,071	43	0.85
資金調達勘定	40,858	11	0.03	37,920	13	0.03
うち貯金・定期積金	40,774	11	0.03	37,822	13	0.03
うち借入金	84	0	0.00	98	0	0.05
総資金利ざや	-	-	0.28	-	-	0.28

(注)

1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率(資金調達利回＋経費率)
2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位:百万円)

項 目	令和4年度増減額	令和3年度増減額
受 取 利 息	△ 2	0
うち預金	△ 2	0
うち有価証券	△ 1	△ 0
うち貸出金	1	0
支 払 利 息	△ 2	△ 7
うち貯金・定期積金	△ 2	△ 7
うち借入金	0	0
差 引	△ 1	7

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和4年度	令和3年度	増 減
流動性貯金	11,712 (28.7)	11,136 (29.5)	575
定期性貯金	29,054 (71.2)	26,541 (70.4)	2,512
その他の貯金	6 (0.0)	7 (0.0)	-
計	40,773 (100.0)	37,685 (100.0)	3,087
譲渡性貯金	- (0.0)	- (0.0)	-
合 計	40,773 (100.0)	37,685 (100.0)	3,087

(注)

1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金
2. 定期性貯金=定期貯金+定期積金
3. ()内は構成比です。

② 定期貯金残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和4年度	令和3年度	増 減
定期貯金	27,106 (100.0)	27,450 (100.0)	△343
うち固定金利定期	27,105 (100.0)	27,450 (100.0)	△344
うち変動金利定期	1 (0.0)	- (0.0)	1

(注)

1. 固定金利定期:預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
2. 変動金利定期:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
3. ()内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位:百万円)

項 目	令和4年度	令和3年度	増 減
手形貸付	-	-	-
証書貸付	4,783	4,895	△111
当座貸越	161	157	3
割引手形	-	-	-
合 計	4,944	5,053	△108

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和4年度	令和3年度	増 減
固定金利貸出	4,007 (81.0)	4,128 (81.7)	△121
変動金利貸出	765 (15.4)	714 (14.1)	51
その他	171 (3.4)	210 (4.1)	△38
合 計	4,944 (100.0)	5,053 (100.0)	△108

(注)

1. ()内は構成比です。
2. 「その他」は、当座貸越、無利息等固定・変動の区分のないものです。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位:百万円)

種 類	令和4年度	令和3年度	増 減
貯金・定期積金等	81	147	△66
有価証券	-	-	-
動 産	-	-	-
不動産	352	357	△5
その他担保物	-	-	-
小 計	433	504	△71
農業信用基金協会保証	1,832	1,871	△39
その他保証	-	-	-
小 計	1,832	1,871	△39
信 用	2,460	2,611	△151
合 計	4,725	4,986	△261

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和4年度	令和3年度	増 減
設備資金	4,040 (85.5)	4,313 (86.5)	△273
運転資金	685 (14.5)	673 (13.5)	12
合 計	4,725 (100.0)	4,986 (100.0)	△261

(注) ()内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和4年度	令和3年度	増 減
農業	762 (16.1)	885 (17.7)	△123
林業	- (0.0)	- (0.0)	-
水産業	- (0.0)	- (0.0)	-
製造業	208 (4.4)	214 (4.3)	△5
鉱業	- (0.0)	- (0.0)	-
建設・不動産業	76 (1.5)	82 (1.6)	△5
電気・ガス・熱供給水道業	36 (0.7)	42 (0.8)	△5
運輸・通信業	35 (0.7)	38 (0.7)	△3
卸売・小売・サービス業・飲食業	151 (3.1)	158 (3.1)	△6
金融・保険業	276 (5.8)	280 (5.6)	△4
地方公共団体	2,260 (47.8)	2,411 (48.3)	△150
非営利法人	- (0.0)	- (0.0)	-
その他	914 (19.3)	870 (17.4)	43
合 計	4,725 (100.0)	4,986 (100.0)	△261

(注) ()内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位:百万円)

種 類	令和4年度	令和3年度	増 減
農業	649	711	△62
穀作	-	-	-
野菜・園芸	14	16	△1
果樹・樹園農業	84	94	△9
工芸作物	-	-	-
養豚・肉牛・酪農	-	-	-
養鶏・養卵	-	-	-
養蚕	-	-	-
その他農業	550	601	△51
農業関連団体等	-	-	-
合計	649	711	△62

- (注)
1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
 3. 「農業関連団体等」には、JA全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位:百万円)

種 類	令和4年度	令和3年度	増 減
プロパー資金	403	424	△21
農業制度資金	246	287	△40
農業近代化資金	246	287	△40
その他制度資金	-	-	-
合計	649	711	△62

- (注)
1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位:百万円)

種 類	令和4年度	令和3年度	増 減
日本政策金融公庫資金	-	-	-
合計	-	-	-

- (注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位:百万円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和4年度	43	14	0	-	15
	令和3年度	8	-	7	-	7
危険債権	令和4年度	55	31	15	-	46
	令和3年度	139	30	108	-	139
要管理債権	令和4年度	-	-	-	-	-
	令和3年度	-	-	-	-	-
三月以上延滞債権	令和4年度	-	-	-	-	-
	令和3年度	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	令和4年度	-	-	-	-	-
	令和3年度	-	-	-	-	-
小計	令和4年度	99	45	16	-	62
	令和3年度	147	30	115	-	146
正常債権	令和4年度	4,625				
	令和3年度	4,840				
合計	令和4年度	4,725				
	令和3年度	4,987				

- (注)
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
 - 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
 - 要管理債権
4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
 - 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
 - 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
 - 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	令和4年度				令和3年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	0	0	-	0	0	0	0	-	0	0
個別貸倒引当金	31	37	-	31	37	74	31	40	33	31
合 計	31	38	-	31	38	74	31	40	34	31

⑪ 貸出金償却の額

(単位:千円)

項 目	令和4年度	令和3年度
貸出金償却額	0	40,802

(3) 内国為替取扱実績

(単位:千件、千円)

種 類		令和4年度		令和3年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件 数	4	21	3	20
	金 額	10,863,812	3,721,321	10,064,814	3,728,247
代金取立為替	件 数	-	-	-	-
	金 額	-	-	-	-
雑 為 替	件 数	0	0	0	0
	金 額	31,521	990	15,987	2,160
合 計	件 数	4	21	3	20
	金 額	10,895,334	3,722,311	10,080,802	3,730,408

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位:百万円)

種 類	令和4年度	令和3年度	増 減
国 債	2,028	1,253	775
地 方 債	-	-	-
政 府 保 証 債	-	-	-
金 融 債	-	-	-
短 期 社 債	-	-	-
社 債	-	-	-
株 式	-	-	-
そ の 他 の 証 券	529	991	△462
合 計	2,557	2,244	313

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

② 商品有価証券平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

種 類	1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下	3年超 4年以下	4年超 5年以下	5年超	期間の定め のないもの	合 計
令和4年度								
国 債						2,064		2,064
地 方 債								-
政 府 保 証 債								-
金 融 債								-
短 期 社 債								-
社 債								-
株 式								-
そ の 他 の 証 券						267		267
令和3年度								
国 債						1,562		1,562
地 方 債								-
政 府 保 証 債								-
金 融 債								-
短 期 社 債								-
社 債								-
株 式								-
そ の 他 の 証 券		107	101			746		954

(5) 有価証券の時価情報等

① 有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

該当する取引はありません。

[満期保有目的の債券]

該当する取引はありません。

[その他有価証券]

(単位:千円)

	種 類	令和4年度			令和3年度		
		貸借対照表計上額	償却原価	差 額	貸借対照表計上額	償却原価	差 額
貸借対照表計上額が償却原価を超えるもの	国 債	2,064,150	2,186,707	△ 122,557	1,562,250	1,591,101	△ 28,851
	地 方 債						
	政府保証債						
	金 融 債						
	短 期 社 債						
	社 債						
	その他の証券	267,030	300,000	△ 32,970	955,890	1,000,000	△ 44,110
合 計		2,331,180	2,486,707	△ 155,527	2,518,140	2,591,101	△ 72,961

② 金銭の信託の時価情報等

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位:千円)

種 類	令和4年度		令和3年度		
	新契約高	保有高	新契約高	保有高	
生命系	終身共済	50,023	19,943,147	97,720	21,030,251
	定期生命共済	-	205,000	71,000	215,000
	養老生命共済	61,500	8,036,908	121,000	8,722,976
	うちこども共済	45,000	2,247,300	96,000	2,440,800
	医療共済	-	31,500	5,000	52,000
	がん共済	-	4,000	-	4,000
	定期医療共済	-	45,700	-	45,700
	介護共済	8,916	238,574	26,273	237,657
	年金共済	-	-	-	-
建物更生共済	1,292,150	34,262,136	3,144,500	35,010,526	
合 計	1,412,590	62,766,966	3,465,493	65,318,111	

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位:千円)

種 類	令和4年度		令和3年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	-	6,054	7	6,282
がん共済	35	370	130	350
定期医療共済	-	130	-	130
合 計	35	6,554	137	6,762

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位:千円)

種 類	令和4年度		令和3年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	9,981	282,281	27,495	281,543
認知症共済	700	700		
生活障害共済(一時金型)	-	500	500	500
生活障害共済(定期年金型)	600	1,200	-	600
特定重度疾病共済	500	5,500	2,000	5,000

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位:千円)

種 類	令和4年度		令和3年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	2,360	263,677	9,081	279,849
年金開始後	-	110,158	-	104,761
合 計	2,360	373,835	9,081	384,611

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位:千円)

種 類	令和4年度		令和3年度	
	金 額	掛 金	金 額	掛 金
火災共済	2,756,990	2,468	2,655,170	2,309
自動車共済		94,150		92,222
傷害共済	3,912,000	5,584	3,196,000	5,812
団体定期生命共済	-	-	-	-
定額定期生命共済	-	-	-	-
賠償責任共済		128		46
自賠責共済		17,177		16,685
合 計		119,509		117,076

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。)を記載しています。

3. 農業・生活その他事業取扱実績

(1) 購買事業取扱実績

① 受託購買品

(単位:千円)

種 類		令和4年度	令和3年度
		取扱高	取扱高
生産 資材	肥 料	-	-
	飼 料	26,516	23,297
	そ の 他	-	-
	計	26,516	23,297
生活 物資	食 品	-	-
	施 設・建 材	136,175	36,463
	自 動 車	1,360	4,397
	計	137,536	40,861
合 計		164,052	64,158

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で購買手数料として表示しています。

② 買取購買品

(単位:千円)

種 類		令和4年度	令和3年度
		取扱高	取扱高
生 産 資 材	肥 料	206,194	152,154
	農 薬	199,349	188,608
	飼 料	1,646	1,834
	農 業 機 械	75,852	81,138
	農 用 施 設	5,982	20,181
	園 芸 資 材	76,693	75,286
	出 荷 資 材	239,985	218,699
	自 動 車	1,914	1,297
	種 苗	76,926	78,875
	そ の 他	1,049	1,329
	計	885,594	819,406
生活 物資	食 品	12,600	11,189
	その他生活物資	8,076	15,164
	計	20,677	26,353
合 計		906,271	845,760

(2) 販売事業取扱実績

① 受託販売品

(単位:千円)

種 類	令和4年度	令和3年度
	取扱高	取扱高
米	-	-
麦・豆・雑穀	-	-
野 菜	4,337,385	4,610,509
れんこん	1,026,996	1,073,597
かんしょ	2,957,696	3,124,736
だいこん	352,692	412,175
果実(なし)	1,159,950	1,021,709
花き・花木	-	-
その他	21,344	19,528
合 計	5,518,679	5,651,747

(注)当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

② 買取販売品

(単位:千円)

種 類	令和4年度	令和3年度
	取扱高	取扱高
米	521	661
合 計	521	661

4. 生活その他事業取扱実績

(1) 買取購買品（生活物資）取扱実績

(単位:千円)

種 類	令和4年度		令和3年度	
	供給高	粗収益 (手数料)	供給高	粗収益 (手数料)
建設・建材	136,175	2,860	36,463	937
生 活	8,076	583	15,164	934
食 品	12,600	2,530	11,189	953
そ の 他	-	-	-	-
合 計	156,852	5,974	62,817	2,825

(2) 直売所事業

(単位:千円)

項 目		令和4年度	令和3年度
収 入	買取品販売高	217,203	185,136
	委託手数料	70,077	61,751
	その他の収益	8,495	7,935
	計	295,776	254,823
支 出	買取品受入高	175,444	145,698
	労 務 費	23,162	24,978
	その他の費用	23,617	22,518
	計	222,224	193,195
利 益		73,551	61,627

※ 取扱高 582,748 千円(税込)

(注)取扱高は税込み金額です。

委託品販売高 382,726 千円

買取品販売高 200,021 千円

5. 指導事業

(単位:千円)

項 目		令和4年度	令和3年度
収 入	指導補助金	2,630	342
	賦課金収入	-	-
	実費収入	1,529	2,725
	その他指導収入	-	-
	計	4,160	3,067
支 出	営農改善費	11,324	8,363
	生活改善費	871	842
	組織育成費	140	140
	計	12,336	9,345

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位:%)

項目	令和4年度	令和3年度	増減
総資産経常利益率	0.15	0.15	△ 0.00
資本経常利益率	2.38	2.43	△ 0.05
総資産当期純利益率	0.11	0.14	△ 0.04
資本当期純利益率	1.75	2.37	△ 0.62

- (注) 1. 総資産経常利益率=経常利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
 2. 資本経常利益率=経常利益/純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率
 =当期剰余金(税引後)/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
 4. 資本当期純利益率=当期剰余金(税引後)/純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位:%)

区分		令和4年度	令和3年度	増減
貯貸率	期末	12.6	12.6	0.02
	期中平均	12.1	12.1	0.00
貯証率	期末	5.9	6.4	△ 0.47
	期中平均	6.3	6.3	0.00

- (注) 1. 貯貸率(期末)=貸出金残高/貯金残高×100
 2. 貯貸率(期中平均)=貸出金平均残高/貯金平均残高×100
 3. 貯証率(期末)=有価証券残高/貯金残高×100
 4. 貯証率(期中平均)=有価証券平均残高/貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:千円)

項 目	令和4年度	令和3年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	2,324,713	2,296,718
うち、出資金及び資本準備金の額	685,764	683,634
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	1,663,341	1,635,840
うち、外部流出予定額(△)	20,167	20,061
うち、上記以外に該当するものの額	△4,225	△2,695
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	91	298
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	91	298
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
うち、回転出資金の額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	30,411	60,823
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	2,355,216	2,357,840
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	892	2,577
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	892	2,577
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	892	2,577

項 目	令和4年度	令和3年度
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	2,354,324	2,355,263
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	12,628,135	12,581,711
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	375,646	375,646
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)		
うち、繰延税金資産		
うち、前払年金費用		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△300,172	△300,172
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	675,819	675,819
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	1,020,115	995,676
信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	13,648,251	13,577,387
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)／(二))	17.25%	17.34%

(注)

1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:千円)

	令和4年度			令和3年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	77,186	-	-	73,684	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,188,599	-	-	1,592,815	-	-
外国の中央政府及び中央銀行	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	2,260,992	-	-	2,411,099	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	32,023,657	6,404,731	256,189	31,677,156	6,335,431	253,417
法人等向け	51,691	3,191	127	48,506	6	0
中小企業等向け及び個人向け	36,613	10,821	432	32,656	11,089	443
抵当権付住宅ローン	174,188	60,616	2,424	185,353	64,650	2,586
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	67,867	31,118	1,244	77,661	49,117	1,964
取立未済手形	3,489	697	27	5,954	1,190	47
信用保証協会等保証付	1,693,294	164,616	6,584	1,707,020	165,097	6,603
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
出資等	200,361	200,361	8,014	190,261	190,261	7,610
上記以外	3,296,086	5,375,733	215,029	3,329,568	5,387,819	215,512
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	1,412,585	3,531,463	141,258	1,412,585	3,531,463	141,258
(うち上記以外のエクスポージャー)	1,883,501	1,844,270	73,770	1,916,983	1,856,356	74,254
証券化	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	300,000	600	24	1,000,000	1,400	56
経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入となるもの	-	675,819	27,032	-	675,819	27,032
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(Δ)	-	300,172	12,006	-	300,172	12,006
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	42,374,029	12,628,135	505,125	42,331,739	12,581,711	503,268
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央精算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	42,374,029	12,628,135	505,125	42,331,739	12,581,711	503,268
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
	a		b=a×4%	a		b=a×4%
<基礎的手法>	1,020,115		40,804	995,676		39,827
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額
	a		b=a×4%	a		b=a×4%
	13,648,251		545,930	13,577,387		543,095

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことであります。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことであります。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)＞

$$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付けは使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するため必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：千円）

		令和4年度				令和3年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
国内		42,074,029	4,731,615	2,188,599	67,867	41,331,739	4,995,598	1,592,815	77,661
	国外	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計		42,074,029	4,731,615	2,188,599	67,867	41,331,739	4,995,598	1,592,815	77,661
法人	農業	33,623	33,623	-	-	28,369	28,369	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	33,439,732	200,115	-	-	33,095,696	200,115	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	248,868	48,506	-	-	238,768	48,506	-	-
	日本国政府・地方公共団体	4,449,592	2,260,992	2,188,599	-	4,003,914	2,411,099	1,592,815	-
	上記以外	7,548	7,548	-	-	10,745	10,745	-	-
個人	2,181,692	2,180,828	-	67,867	2,297,515	2,296,762	-	77,661	
その他	1,712,972	-	-	-	1,656,730	-	-	-	
業種別残高計		42,074,029	4,731,615	2,188,599	67,867	41,331,739	4,995,598	1,592,815	77,661
1年以下		32,175,700	352,043			31,861,193	184,036		
1年超3年以下		391,613	191,613			130,999	130,999		
3年超5年以下		154,870	154,870			250,985	250,985		
5年超7年以下		625,965	625,965			343,933	343,933		
7年超10年以下		1,154,909	1,154,909			1,555,357	1,555,357		
10年超		4,323,600	2,135,000	2,188,599		4,040,480	2,447,665	1,592,815	
期間の定めのないもの		3,247,369	117,212			3,148,789	82,621		
残存期間別残高計		42,074,029	4,731,615	2,188,599		41,331,739	4,995,598	1,592,815	

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「貸出金」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金」にはコミットメントの融資可能残高も含めています。
- 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーを言います。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位:百万円)

区 分	令和4年度					令和3年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	0	0	-	0	0	0	0	-	0	0
個別貸倒引当金	31	37	-	31	37	74	31	40	33	31

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

区 分	令和4年度						令和3年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
国 内	31	37	-	31	37		74	31	40	33	31	
国 外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
地域別計	31	37	-	31	37		74	31	40	33	31	
法 人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	31	37	-	31	37	-	74	31	40	33	31	-
業種別計	31	37	-	31	37	-	74	31	40	33	31	-

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高

(単位:百万円)

		令和4年度			令和3年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残高	リスク・ウエイト 0%	-	4,684	4,684	-	4,261	4,261
	リスク・ウエイト 2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウエイト 4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウエイト 10%	-	1,646	1,646	-	1,650	1,650
	リスク・ウエイト 20%	-	32,027	32,027	-	31,683	31,683
	リスク・ウエイト 35%	-	173	173	-	184	184
	リスク・ウエイト 50%	-	51	51	-	51	51
	リスク・ウエイト 75%	-	14	14	-	14	14
	リスク・ウエイト 100%	-	2,923	2,923	-	2,922	2,922
	リスク・ウエイト 150%	-	16	16	-	25	25
	リスク・ウエイト 250%	-	1,212	1,212	-	1,212	1,212
	その他	-	-	-	-	-	-
リスク・ウエイト 1250%	-	-	-	-	-	-	
計	-	42,749	42,749	-	42,007	42,007	

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイト変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したもののについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」に定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付けがA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付けがBBB-またはBaa3以上の格付けを付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:千円)

区 分	令和4年度		令和3年度	
	適格金融 資産担保	保 証	適格金融 資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者 向け	-	-	-	-
法人等向け	-	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	-	-	77	-
抵当権住宅ローン	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-
上記以外	800	-	-	-
合計	800	-	77	-

(注)

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①その他有価証券、②系統および系統外出資に区分して管理しています。

①その他有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

②系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。②系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:千円)

	令和4年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	1,412,831	1,412,831	1,402,731	1,402,731
合計	1,412,831	1,412,831	1,402,731	1,402,731

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

該当する事項はありません。

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関連株式の評価損益等)

該当する事項はありません。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する事項はありません。

9. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当JAは、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◇金利リスク算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(Δ EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最少の額を上限とし、0~5年の期間に均等に振り分けて(平均残存2.5年)リスク量を算定しています。
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
 - ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
 - ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
 - ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
 - ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
 - ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提をおいたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
 - ・内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
 - ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません
- ◇ Δ EVEおよび Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
 - ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NIIと大きく異なる点)
特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方平行シフト	425	338	68	79
2	下方平行シフト	0	0	0	1
3	スティープ化	390	298		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	70	27		
6	短期金利低下	52	0		
7	最大値	425	338	68	79
		ホ		へ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	2,354		2,355	

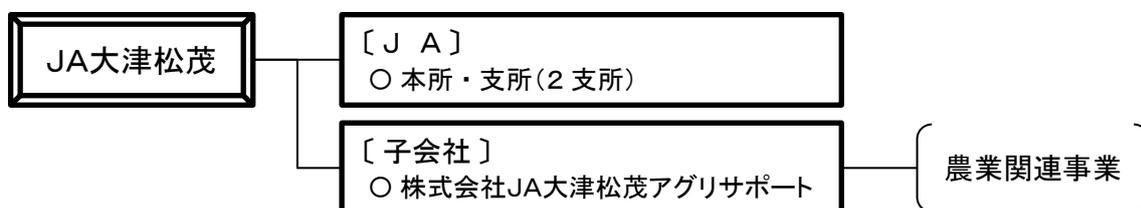
VI 連結情報

1. グループの概況

(1) グループの事業系統図

J A 大津松茂のグループは、当 J A、子会社 1 社で構成されています。

このうち、当年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は 1 社です。なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。



(2) 子会社等の状況

名称	事務所の所在地	事業の内容	設立年月日	資本金	当JAの議決権比率
株式会社 JA 大津松茂アグリサポート	徳島県板野郡松茂町 広島字壱番越2番地1	農作業の受託 農業経営 等	令和4年7月22日	1,000万円	100%

(3) 連結事業概況（令和4年度）

◇ 連結事業の概況

① 事業の概況

令和4年度の当 J A の連結決算は、子会社を連結しております。

連結決算の内容は、連結経常収益 63百万円、連結当期剰余金 46百万円、連結純資産 2,666百万円、連結総資産 42,856百万円で連結自己資本比率は 17.24%となりました。

② 連結子会社等の事業概況

○ 株式会社 J A 大津松茂アグリサポート

- ・ 農業支援事業として、受託作業で除草と大根の抜取りを実施しました。
除草作業では、面積 89a 大根の抜取り作業では面積 163a、総面積252a（計画対比 84.0%）を受託しました。
売上では、除草作業で 382千円、大根の抜取り作業で 312千円、合計 695千円（計画対比70.6%）となりました。
- ・ 農業経営としては、令和5年3月から大根 35a（計画対比70.0%）、甘藷 10a（計画対比33.3%）の作付けを実施し令和5年度に出荷しました。
- ・ 親会社の J A 大津松茂が行う無料職業紹介所へ、求職者7名の情報を提供しました。

(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位:千円)

項目	令和4年度				
連結経常収益	1,737,936	-	-	-	-
信用事業収益	233,938	-	-	-	-
共済事業収益	94,128	-	-	-	-
農業関連事業収益	1,113,213	-	-	-	-
その他事業収益	296,656	-	-	-	-
連結経常利益	63,746	-	-	-	-
連結当期剰余金	46,478	-	-	-	-
連結純資産額	2,666,108	-	-	-	-
連結総資産額	42,856,266	-	-	-	-
連結自己資本比率	17.24%	-	-	-	-

(注)「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

(5) 連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	第8年度 (令和5年3月31日)	
(資 産 の 部)		
1 信用事業資産	39,160,915	-
(1) 現金	99,623	-
(2) 預金	32,023,339	-
系統預金	32,022,582	-
系統外預金	756	-
(3) 有価証券	2,331,180	-
国債	2,064,150	-
受益証券	267,030	-
(4) 貸出金	4,725,348	-
(5) その他信用事業資産	18,615	-
未収収益	15,125	-
その他の資産	3,489	-
(6) 貸倒引当金	△ 37,190	-
2 共済事業資産	128	-
(1) その他の共済事業資産	128	-
3 経済事業資産	462,375	-
(1) 経済事業未収金	298,330	-
(2) 経済受託債権	360	-
(3) 棚卸資産	143,345	-
購買品	140,894	-
農産物直売所品	2,206	-
その他の棚卸資産	244	-
(4) その他の経済事業資産	21,210	-
(5) 貸倒引当金	△ 870	-
4 雑資産	25,787	-
5 固定資産	1,774,865	-
(1) 有形固定資産	1,773,973	-
建物	1,034,047	-
機械装置	364,844	-
土地	1,163,268	-
建設仮勘定	-	-
その他の有形固定資産	195,655	-
減価償却累計額	△ 983,842	-
(2) 無形固定資産	892	-
その他の無形固定資産	892	-
6 外部出資	1,402,831	-
(1) 外部出資	1,402,831	-
系統出資	1,347,891	-
系統外出資	54,940	-
子会社等外部出資	-	-
7 繰延税金資産	29,362	-
資産の部合計	42,856,266	-

科 目	第8年度 (令和5年3月31日)	
(負 債 の 部)		
1 信用事業負債	39,319,091	-
(1) 貯金	39,264,081	-
(2) その他の信用事業負債	55,010	-
未払費用	5,646	-
その他の負債	49,363	-
2 共済事業負債	102,266	-
(1) 共済資金	60,014	-
(2) 未経過共済付加収入	41,973	-
(3) その他の共済事業負債	279	-
3 経済事業負債	336,724	-
(1) 経済事業未払金	288,812	-
(2) 経済受託債務	19,303	-
(3) その他の経済事業負債	28,608	-
4 設備借入金	75,900	-
5 雑負債	38,215	-
(1) 未払法人税等	4,411	-
(2) その他の負債	33,804	-
6 諸引当金	120,963	-
(1) 賞与引当金	13,313	-
(2) 退職給付引当金	86,328	-
(3) 役員退職慰労引当金	21,321	-
7 再評価に係る繰延税金負債	196,996	-
負債の部合計	40,190,158	-
(純 資 産 の 部)		
1 組合員資本	2,343,796	-
(1) 出資金	685,764	-
(2) 利益剰余金	1,662,257	-
利益準備金	704,030	-
その他利益剰余金	958,227	-
(特別積立金)	(397,081)	-
(肥料協同購入積立金)	(661)	-
(経営安定対策積立金)	(200,000)	-
(大津特定財源積立金)	(179,309)	-
(当期末処分剰余金)	(181,174)	-
〔うち当期剰余金〕	(46,478)	-
(3) 処分未済持分	△4,225	-
2 評価・換算差額等	322,311	-
(1) その他有価証券評価差額金	△ 156,510	-
(2) 土地再評価差額金	478,822	-
純資産の部合計	2,666,108	-
負債及び純資産の部合計	42,856,266	-

(6) 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	第8年度	
	(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	
1 事業総利益	528,354	-
事業収益	1,737,936	-
事業費用	1,209,581	-
(1) 信用事業収益	233,938	-
資金運用収益	201,808	-
(うち預金利息)	(121,020)	-
(うち有価証券利息)	(12,772)	-
(うち貸出金利息)	(44,914)	-
(うちその他受入利息)	(23,100)	-
役務取引等収益	6,439	-
その他事業直接収益	17,434	-
その他経常収益	8,255	-
(2) 信用事業費用	92,370	-
資金調達費用	11,463	-
(うち貯金利息)	(11,247)	-
(うち給付補てん備金繰入)	(4)	-
(うちその他支払利息)	(211)	-
役務取引等費用	1,456	-
その他事業直接費用	36,617	-
その他経常費用	42,833	-
(うち貸倒引当金繰入益)	(6,442)	-
信用事業総利益	141,567	-
(3) 共済事業収益	94,128	-
共済付加収入	87,895	-
その他の収益	6,232	-
(4) 共済事業費用	3,711	-
その他の費用	3,711	-
共済事業総利益	90,416	-
(5) 購買事業収益	923,414	-
購買品供給高	905,776	-
購買手数料	3,106	-
その他の収益	14,531	-
(6) 購買事業費用	828,935	-
購買品供給原価	814,663	-
購買品供給費	10,708	-
その他の費用	3,562	-
(うち貸倒引当金繰入額)	(101)	-
購買事業総利益	94,974	-
(7) 販売事業収益	197,511	-
販売品販売高	521	-
販売手数料	102,192	-
受入奨励金	71,058	-
その他の収益	23,738	-

科 目	第8年度	
	(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	
(8) 販売事業費用	61,803	-
販売品販売原価	476	-
全農手数料	36,822	-
その他の費用	24,503	-
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 3)	-
販売事業総利益	135,708	-
(9) 利用事業収益	2,679	-
(10) 利用事業費用	2,752	-
利用事業総利益	72	-
(11) 直売所事業収益	295,776	-
(12) 直売所事業費用	222,224	-
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 0)	-
直売所事業総利益	73,551	-
(13) その他経済事業収益	880	-
(14) その他経済事業費用	-	-
その他経済事業総利益	880	-
(15) 指導事業収入	4,160	-
(16) 指導事業支出	12,336	-
指導事業収支差額	△ 8,175	-
2 事業管理費	481,537	-
(1) 人件費	326,114	-
(2) 業務費	20,684	-
(3) 諸税負担金	20,063	-
(4) 施設費	106,187	-
(5) その他事業管理費	8,487	-
事業利益	46,816	-
3 事業外収益	17,374	-
(1) 受取出資配当金	15,558	-
(2) 雑収入	1,816	-
4 事業外費用	444	-
(1) 雑損失	444	-
経常利益	64,784	-
5 特別利益	12,871	-
(1) 一般補助金	12,871	-
6 特別損失	13,267	-
(1) 固定資産処分損	396	-
(2) 固定資産圧縮損	12,871	-
税引前当期利益	63,350	-
法人税・住民税及び事業税	9,355	-
法人税等調整額	7,516	-
法人税等合計	16,872	-
当期剰余金	46,478	-
当期首繰越剰余金	134,696	-
当期末処分剰余金	181,174	-

(注) 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、当年度については、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」、「事業費用」を表示しています。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

科 目	第8年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	63,350	-
減価償却費	54,454	-
減損損失	-	-
連結調整勘定償却額	-	-
貸倒引当金の増減額(△は減少)	6,539	-
賞与引当金の増減額(△は減少)	△1,168	-
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△3,747	-
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	4,096	-
睡眠貯金損失引当金の増減額(△は減少)	-	-
信用事業資金運用収益	△201,808	-
信用事業資金調達費用	11,463	-
共済貸付金利息	-	-
共済借入金利息	-	-
受取雑利息及び受取出資配当金	△15,558	-
支払雑利息	-	-
為替差損益(△は益)	-	-
有価証券関係損益(△は益)	△18,009	-
金銭の信託の運用損益(△は益)	-	-
固定資産売却損益(△は益)	-	-
固定資産処分損益(△は益)	396	-
持分法による投資損益(△は益)	-	-
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増(△)減	261,026	-
預金の純増(△)減	△1,000,000	-
貯金の純増減(△)	△64,501	-
信用事業借入金の純増減(△)	-	-
その他の信用事業資産の純増(△)減	2,465	-
その他の信用事業負債の純増減(△)	17,455	-
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済貸付金の純増(△)減	-	-
共済借入金の純増減(△)	-	-
共済資金の純増減(△)	△3,619	-
未経過共済付加収入の純増減(△)	△1,133	-
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減	△54,458	-
経済受託債権の純増(△)減	340	-
棚卸資産の純増(△)減	△43,529	-
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△)	36,034	-
経済受託債務の純増減(△)	△7,648	-
(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の純増(△)減	52,605	-
その他の負債の純増減(△)	30,421	-
未払消費税等の増減額(△)	6,486	-
信用事業資金運用による収入	201,067	-
信用事業資金調達による支出	△10,585	-
共済貸付金利息による収入	-	-
共済借入金利息による支出	-	-
事業の利用分量に対する配当金の支払額	△10,000	-
小 計	△687,566	-
雑利息及び出資配当金の受取額	15,558	-
雑利息の支払額	-	-
法人税等の支払額	△5,426	-
法人税等の還付額	4,199	-
事業活動によるキャッシュ・フロー	△673,234	-
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△994,399	-
有価証券の売却による収入	1,116,803	-
有価証券の償還による収入	-	-
金銭の信託の増加による支出	-	-
金銭の信託の減少による収入	-	-
補助金の受入れによる収入	-	-
固定資産の取得による支出	△65,397	-
固定資産の処分による支出	-	-
固定資産の売却による収入	-	-
外部出資による支出	△100	-
外部出資の売却等による収入	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	56,906	-
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入れによる収入	△13,350	-
出資の増額による収入	7,041	-
出資の払戻しによる支出	△4,784	-
回転出資金の受入による収入	-	-
持分の取得による支出	△2,695	-
持分の譲渡による収入	2,695	-
出資配当金の支払額	△10,061	-
少数株主への配当金支払額	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	△21,154	-
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
5 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	△637,482	-
6 現金及び現金同等物の期首残高	1,412,445	-
7 現金及び現金同等物の期末残高	774,963	-

(8) 連結注記表

(令和4年度)

(該当年度無し)

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結する子会社数 1社
- (2) 連結する子会社名 株式会社JA大津松茂アグリサポート

2. 持分法の適用に関する事項

該当する事項はありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度は令和4年7月22日から令和5年3月31日までとなっています。

4. のれんの償却方法及び償却期間

該当する事項はありません。

5. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分について連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成しています。

6. 連結キャッシュフロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

- (1) 現金及び現金同等物の資金の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。
- (2) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	32,122,963 千円
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	△ 31,348,000 千円
現金及び現金同等物	774,963 千円

II 継続組合の前提に関する注記

該当する事項は、ありません。

III 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 次に掲げるものの評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式: 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - ・時価のあるもの: 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - ・市場価格のない株式等: 移動平均法による原価法

- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品: 総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)
農産物直売所品: 総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)
その他の棚卸資産(印紙): 個別法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

- (2) 無形固定資産

定額法

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績または倒産実績を基礎とした貸倒実績率または倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込等の必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し当該部署から独立した審査部が査定結果を監査しております。

- (2) 賞与引当金
職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
- (3) 退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。
なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。
- (4) 役員退職慰労引当金
役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。
4. 収益及び費用の計上基準
当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。
- (1) 購買事業
農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- (2) 販売事業
組合員が生産した農産物を当組合が集荷して共同で業者等へ買取販売及び委託販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- (3) 利用事業
農機具・運搬車・精米設備等を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種農機具・運搬車・精米設備等の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- (4) 直売所事業
農産物直売所を運営し、組合員の生活に必要な物資の供給及び組合員が生産した農産物を販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- (5) 指導事業
組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- (6) その他経済事業
組合員に書籍等を斡旋する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。
6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法
記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。
7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項
- (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について
当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。
ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。
- (2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

IV 会計方針の変更に関する注記

1. 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用
「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

V 表示方法の変更に関する注記

該当する事項は、ありません。

VI 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性
- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
繰延税金資産 30,345千円(繰延税金負債との相殺前)
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
繰延税金資産の計上は、次年度以降において未使用の税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。
次年度以降の課税所得の見積りについては、令和3年3月に作成した中期経営計画

を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を次年度与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額は、ありません。

(2) 会計上の見積りに関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価格を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和3年3月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅶ 連結貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、887,519千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 564,176千円 機械装置 292,846千円 その他の有形固定資産 30,496千円

2. 担保に供している資産

定期預金700,000千円を為替決済の担保に、定期預金3,940,000千円をJAバンク独自の相互援助制度の担保に、定期預金1,100,000千円を当座勘定貸越契約の担保に、定期預金2,000千円を鳴門市公金取り扱いに係る債務の担保に、それぞれ供しています。

3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 544千円

子会社等に対する金銭債務の総額 6,074千円

4. 理事及び監事に対する金銭債権の総額は2,184千円です。

5. 理事及び監事に対する金銭債務はありません。

6. 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は43,993千円、危険債権額は55,464千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は99,457千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

7. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- 再評価を行なった年月日 平成14年3月31日
- 再評価を行なった土地の当事業年度末における時価の合計額
が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 734,579千円
- 同法第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める当該事業用土地について、地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

Ⅷ 連結損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引高の総額

(1) 子会社等との取引による収益総額 495千円

うち事業取引高 495千円

うち事業取引以外の取引高 ー千円

(2) 子会社等との取引による費用総額 ー千円

うち事業取引高 ー千円

うち事業取引以外の取引高 ー千円

IX 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を徳島県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債等の債券、投資信託等による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当年度末における貸出金のうち、36.83%は農業に対するものであり、当該農業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査部を設置し、各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品は全てトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び設備借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.5%上昇したものと想定した場合には、経済価値が177,900千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	32,023,339	32,021,171	△ 2,167
有価証券			
その他有価証券	2,331,180	2,331,180	-
貸出金	4,725,348		
貸倒引当金(*1)	△ 37,190		
貸倒引当金控除後	4,688,157	4,726,100	37,942
資 産 計	39,042,676	39,078,451	35,775
貯 金	39,264,081	39,261,623	△ 2,458
負 債 計	39,264,081	39,261,623	△ 2,458

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap、以下「OIS」という。)レートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額
外部出資 (*1)	1,412,831
合計	1,412,831

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	32,023,339					
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの						2,467,030
貸出金(*1,2)	862,316	473,610	446,031	402,918	381,104	2,089,208
合計	32,885,655	473,610	446,031	402,918	381,104	4,556,238

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 162,343千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 70,159千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	37,148,496	1,178,619	899,275	10,994	26,004	690
合計	37,148,496	1,178,619	899,275	10,994	26,004	690

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

X 有価証券に関する注記

1. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

種類	取得原価又は 償却原価	貸借対照表 計上額	差額(*1)
貸借対照表計上額が、 取得原価又は償却原価を 超えるもの			
債券			
国債	199,364	202,920	3,555
受益証券	-	-	-
小計	199,364	202,920	3,555
貸借対照表計上額が、 取得原価又は償却原価を 超えないもの			
債券			
国債	1,987,343	1,861,230	△ 126,113
受益証券	300,000	267,030	△ 32,970
小計	2,287,343	2,128,260	△ 159,083
合計	2,486,707	2,331,180	△ 155,527

(*1) なお、上記差額から繰延税金負債983千円を差し引いた額△156,510千円が、「その他有価証券評価差額金」として貸借対照表に計上されています。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券

(単位:千円)

	売却額	売却益	売却損
国債	415,376	17,434	1,427
受益証券	661,050	7,780	46,730
合計	1,076,426	25,214	48,157

(3) 当年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

X I 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度及び全国農林漁業団体共済会との契約に基づき退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

2. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	90,075 千円
退職給付費用	11,412 千円
退職給付の支払額	△ 11,378 千円
確定給付型年金制度への拠出金	△ 3,782 千円
期末における退職給付引当金	86,328 千円

特定退職金共済制度への拠出金 5,360千円は厚生費で処理しています。

3. 退職給付債務及び年金資産の期末残高表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	240,419 千円
特定退職金共済制度	△ 87,532 千円
確定給付型年金制度	△ 66,558 千円
未積立退職給付債務	86,328 千円
退職給付引当金	86,328 千円

4. 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	11,412 千円
----------------	-----------

5. 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金4,081千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は34,773千円となっています。

X II 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等
(単位:千円)

項目	金額
繰延税金資産	
退職給付引当金	23,878
減価償却額	5,040
役員退職慰労引当金	5,897
貸倒引当金	10,527
賞与引当金	3,682
その他	3,871
繰延税金資産小計	52,897
評価性引当額	△ 22,551
繰延税金資産合計(A)	30,345
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 983
繰延税金負債合計(B)	△ 983
繰延税金資産の純額(A)-(B)	29,362

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.89 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 3.34 %
事業分量配当金	△ 4.30 %
住民税均等割等	0.75 %
評価性引当額の増減	2.54 %
その他	0.93 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.13 %

X III 収益認識に関する注記

1. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(9) 連結剰余金計算書

(単位:千円)

科 目	令和4年度	
(資本剰余金の部)		
1 資本剰余金期首残高	-	-
2 資本剰余金増加高	-	-
3 資本剰余金減少高	-	-
4 資本剰余金期末残高	-	-
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	134,696	-
2 利益剰余金増加高	46,478	-
当期剰余金	46,478	-
3 利益剰余金減少高	20,167	-
配当金	20,167	-
4 利益剰余金期末残高	161,007	-

(10) 農協法に基づく開示債権

(単位:千円)

区 分	令和4年度		増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	43,994	-	-
危険債権額	55,464	-	-
要管理債権額	-	-	-
三月以上延滞債権額	-	-	-
貸出条件緩和債権額	-	-	-
小 計	99,458	-	-
正常債権額	4,625,890	-	-
合 計	4,725,348	-	-

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

(注) 2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

(注) 3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

(注) 4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

(注) 5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

(注) 6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

(11) 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位:千円)

区 分	項 目	令和4年度	
信用事業	事業収益	233,938	-
	経常利益	141,567	-
	資産の額	39,160,915	-
共済事業	事業収益	94,128	-
	経常利益	90,416	-
	資産の額	128	-
農業関連事業	事業収益	1,113,213	-
	経常利益	296,370	-
	資産の額	462,375	-
その他事業	事業収益	296,656	-
	経常利益	△ 464,607	-
	資産の額	3,232,847	-
計	事業収益	1,737,936	-
	経常利益	63,746	-
	資産の額	42,856,266	-

2. 連結自己資本の充実の状況

◇ 連結自己資本比率の状況

令和5年3月末における連結自己資本比率は、17.24% となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	大津松茂農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	685 百万円（前年度 - 百万円）

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位:千円)

項目	令和4年度	
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	2,323,629	-
うち、出資金及び資本準備金の額	685,764	-
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	1,662,257	-
うち、外部流出予定額(△)	20,167	-
うち、上記以外に該当するものの額	△4,225	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	91	-
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	91	-
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
うち、回転出資金の額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	30,411	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	2,354,132	-
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	892	-
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	892	-
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	892	-

項 目	令和4年度	
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	2,353,240	-
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	12,627,249	-
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	375,646	-
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)		
うち、繰延税金資産		
うち、前払年金費用		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△300,172	-
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	675,819	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	1,020,240	-
信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	13,647,490	-
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)／(ニ))	17.24%	-

(注)

1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:千円)

	令和4年度					
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	77,186	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,188,599	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	2,260,992	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	32,023,657	6,404,731	256,189	-	-	-
法人等向け	51,691	3,191	127	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	36,613	10,821	432	-	-	-
抵当権付住宅ローン	174,188	60,616	2,424	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	67,867	31,118	1,244	-	-	-
取立未済手形	3,489	697	27	-	-	-
信用保証協会等保証付	1,693,294	164,616	6,584	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
出資等	190,361	190,361	7,614	-	-	-
上記以外	3,305,200	5,384,847	215,393	-	-	-
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	1,412,585	3,531,463	141,258	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	1,892,615	1,853,384	74,135	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	300,000	600	24	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入となるもの	-	675,819	27,032	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(Δ)	-	300,172	12,006	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	42,373,143	12,627,249	505,089	-	-	-
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央精算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	42,373,143	12,627,249	505,089	-	-	-
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	
		a	b=a×4%	a	b=a×4%	
<基礎的手法>		1,020,240	40,809	-	-	
所要自己資本額計		リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	
		a	b=a×4%	a	b=a×4%	
		13,647,490	545,899	-	-	

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)＞

$$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

(3) 信用リスクに関する事項

① リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、JA以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。JAの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(P.13)をご参照ください。

② 標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- (イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

③ 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：千円)

		令和4年度							
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
国内		42,073,143	4,731,615	2,188,599	67,867	-	-	-	-
国外		-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計		42,073,143	4,731,615	2,188,599	67,867	-	-	-	-
法人	農業	33,623	33,623	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	33,439,732	200,115	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	238,868	48,506	-	-	-	-	-	-
	日本国政府・地方公共団体	4,449,592	2,260,992	2,188,599	-	-	-	-	-
	上記以外	7,548	7,548	-	-	-	-	-	-
	個人	2,181,692	2,180,828	-	67,867	-	-	-	-
その他	1,722,086	-	-	-	-	-	-	-	
業種別残高計		42,073,143	4,731,615	2,188,599	67,867	-	-	-	-
1年以下		32,175,700	352,043			-	-	-	
1年超3年以下		391,613	191,613			-	-	-	
3年超5年以下		154,870	154,870			-	-	-	
5年超7年以下		625,965	625,965			-	-	-	
7年超10年以下		1,154,909	1,154,909			-	-	-	
10年超		4,323,600	2,135,000	2,188,599		-	-	-	
期間の定めのないもの		3,246,483	117,212			-	-	-	
残存期間別残高計		42,073,143	4,731,615	2,188,599		-	-	-	

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「貸出金」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金」にはコミットメントの融資可能残高も含めています。
- 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーを言います。

④ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	令和4年度									
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	0	0	-	0	0	-	-	-	-	-
個別貸倒引当金	31	37	-	31	37	-	-	-	-	-

⑤ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

区 分	令和4年度											
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
国内	31	37	-	31	37		-	-	-	-	-	
国外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
地域別計	31	37	-	31	37		-	-	-	-	-	
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	31	37	-	31	37	-	-	-	-	-	-	
業種別計	31	37	-	31	37	-	-	-	-	-	-	

⑥ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:百万円)

		令和4年度					
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残高	リスク・ウェイト 0%	-	4,684	4,684	-	-	-
	リスク・ウェイト 2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト 4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト 10%	-	1,646	1,646	-	-	-
	リスク・ウェイト 20%	-	32,027	32,027	-	-	-
	リスク・ウェイト 35%	-	173	173	-	-	-
	リスク・ウェイト 50%	-	51	51	-	-	-
	リスク・ウェイト 75%	-	14	14	-	-	-
	リスク・ウェイト 100%	-	2,922	2,922	-	-	-
	リスク・ウェイト 150%	-	16	16	-	-	-
	リスク・ウェイト 250%	-	1,212	1,212	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト 1250%	-	-	-	-	-	-	
計	-	42,748	42,748	-	-	-	

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイト変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあつて、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(P.70)をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:千円)

区 分	令和4年度			
	適格金融 資産担保	保 証	適格金融 資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者 向け	-	-	-	-
法人等向け	-	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-
抵当権住宅ローン	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-
上記以外	800	-	-	-
合計	800	-	-	-

(注)

- 1 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
- 2 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 3 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 4 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) オペレーショナル・リスクに関する事項

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(P.70)をご参照ください。

(8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(P.70)をご参照ください。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:千円)

	令和4年度			
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	1,402,831	1,402,831	-	-
合計	1,402,831	1,402,831	-	-

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

該当する事項はありません。

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関連株式の評価損益等)

該当する事項はありません。

(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する事項はありません。

(10) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、JAの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。JAの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容(P.74)をご参照ください。

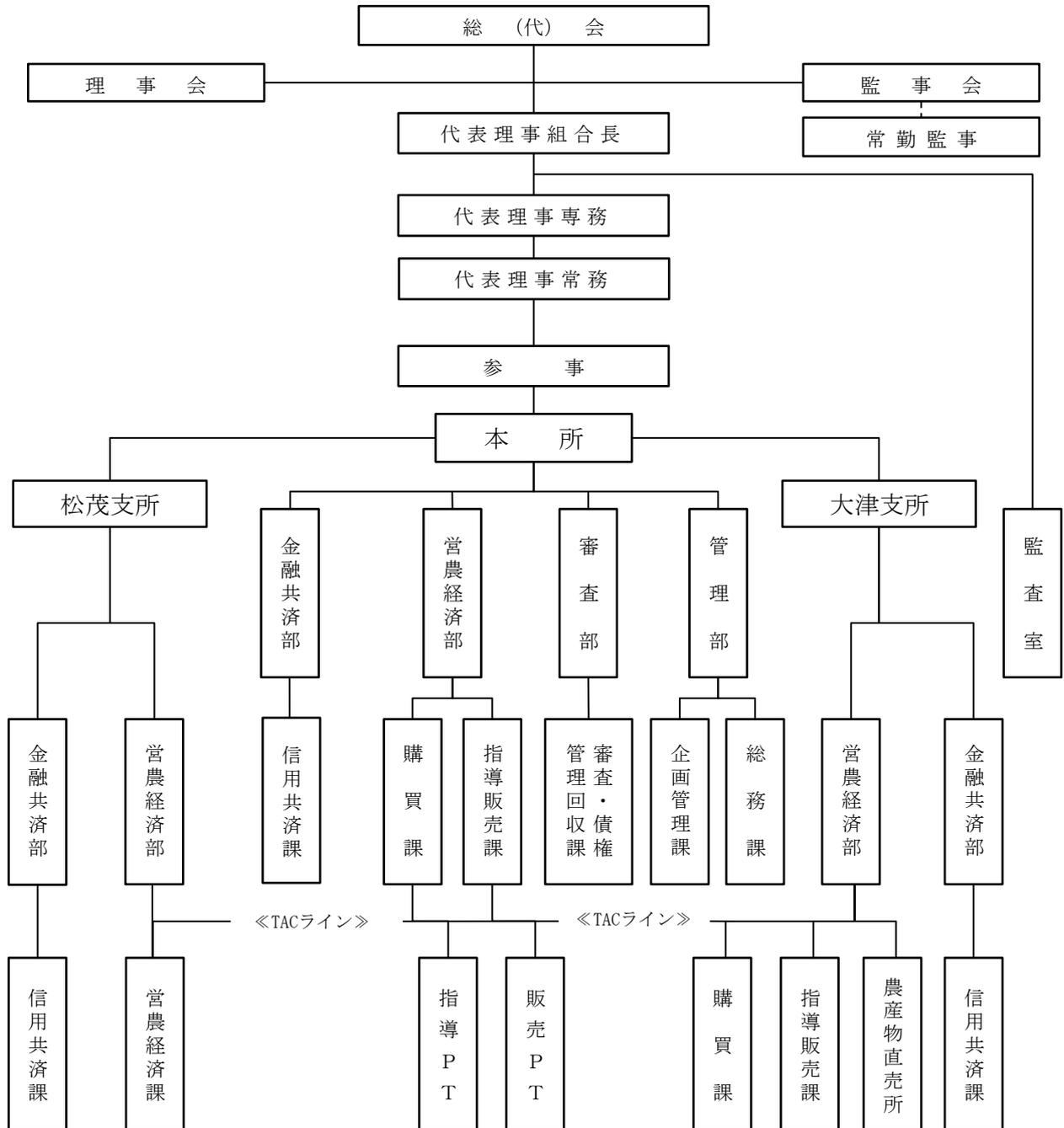
② 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方平行シフト	425	-	68	-
2	下方平行シフト	0	-	0	-
3	スティープ化	390	-		
4	フラット化	0	-		
5	短期金利上昇	70	-		
6	短期金利低下	52	-		
7	最大値	425	-	68	-
		ホ		へ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	2,353		-	

【JAの概要】

1. 機構図



2. 役員構成（役員一覧）

（令和5年3月末現在）

役員	氏名	役員	氏名
代表理事組合長	佐々木 伸夫	理事	喜瀬 康信
代表理事専務	沖野 晴彦	理事	金森 泰広
代表理事常務	中野 治夫	理事	古川 浩二
第一理事	富士 秋廣	理事	森 嘉朗
理事	益田 茂明	理事	岩朝 達彦
理事	吉田 彰子	理事	森岡 光
理事	藤井 一	代表監事	福永 昇
理事	藤本 詳治	常勤監事	久次米 敏弘
理事	岩朝 美千代	員外監事	日根 啓一
理事	藤中 正仁	監事	栗田 義弘
理事	稲垣 博	監事	斎藤 敦司
理事	林 恒俊		

3. 会計監査人の名称

みのり監査法人（令和5年3月現在） 所在地：東京都港区芝5-29-11 G-BASE田町14階

4. 組合員数

（単位：人、団体）

区分	令和4年度	令和3年度	増減
正組合員	1,140	1,146	△ 6
個人	1,124	1,131	△ 7
法人	16	15	1
准組合員	1,118	1,126	△ 8
個人	1,114	1,122	△ 8
法人	4	4	0
合計	2,258	2,272	△ 14

5. 組合員組織の状況

大津支所

組 織 名	構 成 員 数
れんこん販売部会	74名
かんしょ・だいこん販売部会	150名
なし販売部会	94名
年金友の会	661名
青年部	30名
J A 女性部	73名
フレッシュミス部(若妻会)	13名
なかよし会(高齢者会)	11名

松茂支所

組 織 名	構 成 員 数
蓮根部会	22名
土付蓮根部会	9名
甘藷部会	140名
大根部会	30名
大根共選部会	20名
松茂梨生産組合	30名
松茂農研クラブ (後継者クラブ)	8名
年金友の会	596名
J A 女性部	40名

6. 特定信用事業代理業者の状況

(令和5年3月末現在)

区 分	氏名又は名称 (商号)	主たる事務所の所在地	代理業を営む営業者又は 事業所の所在地
特定信用事業代理業者	—	—	—

7. 地区一覧

徳島県 鳴門市
徳島県 板野郡 松茂町

8. 店舗等のご案内

(令和5年3月末現在)

店舗及び 事務所名	住 所	電話番号	ATM設置状況
本所	鳴門市大津町備前島字横丁ノ越297番地1	088-686-1106	1台
大津支所	鳴門市大津町備前島字横丁ノ越297番地1	088-686-1101	
松茂支所	板野郡松茂町広島字壺番越1番地	088-699-2511	1台

